

令和2年度 第11回 常設審議委員会 次第

日時 令和 3年 3月18日(木) 13時30分～  
場所 札幌市 第二水産ビル 4階 4F会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

- 1) 農地法第39条第4項の規定に基づく諮問について
- 2) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について
- 3) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 承認

- 1) 令和2年度第8回常設審議委員会の開催結果に関する承認について

6 報告

- 1) 令和4年度 農業政策・予算に関する要望における各地方農業委員会連合会からの意見について
- 2) 田畑売買価格調査の結果について
- 3) その他

7 協議

- 1) 令和4年度 農業政策・予算に関する要望書(原案)について
- 2) その他

8 閉 会

【メモ】

次回 令和3年度第1回常設審議委員会は、令和 3年 4月23日(金曜日)

開会時間は、13:30です。

場所は、かでの2・7 7階 710会議室です。(予定)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

令和4年度 農業政策・予算に関する要望における各地方農業委員会連合会からの意見について

<p>空知①</p>	<p>(1) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保                  ②作業効率の良い連坦した優良農地を確保するためには、そこに介在する離農者の廃屋等の撤去が必要な場合があるため、それを含めた新たな事業を創設すること。<u>また、所有者が不明である非農地により連坦化に支障が生じている事例もあることから、解消可能な対策を講じること。</u></p>
<p>空知②</p>	<p><b>【再生産可能な米価確保等への対策強化】※要望項目の追加</b>                  ・民間相場が安値で先行しない様に、30～40万トンを備蓄米として主食用米から隔離し、早急に米の需給均衡化対策に取り組み米価暴落を防ぐ措置を講ずること。                  ・飼料用米や転作作物といった主食用米以外への作付誘導のため、各作物の価格向上対策及び交付金措置を講ずるとともに、生産調整に貢献してきた道県に対して手厚い支援（交付金）の加算措置を講ずること。                  ・加工や輸出を強力に推し進め、米の需要価値を高める措置を講ずること。</p>
<p>空知③</p>	<p><b>【農業生産基盤の強化】</b>                  (1) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保                  ① わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレベルで達成し、競争力ある農業を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に進めることが不可欠である。このため、圃場の大区画化や排水対策をはじめとした農業農村整備事業について、農村現場の要望に応えるために、<b>更なる農業者の負担軽減を含め、</b>当初予算の段階で必要な額を確保すること。</p>
<p>石狩①</p>	<p><b>【農業者の経営安定対策の充実】</b>                  (3) 農業経営基盤強化準備金制度                  (北海道農業会議作成原々案)                  農業経営基盤強化準備金は、担い手の計画的な農業経営の投資を促進するとともに、経営所得安定対策等の交付金を効果的に活用する手法の一つであり、担い手の育成に寄与している制度である。                  そのため、本準備金制度について恒久的な制度とするとともに、酪農・畜産・園芸経営も対象とした制度とすること。                  (追加要望)                  また、本準備金を取り崩して農業経営改善計画にない固定資産を取得した場合にも、圧縮記帳ができるよう見直すこと。</p>

石狩②	<p>【北海道農業の維持発展に関する対策の拡充】</p> <p>(4) スマート農業のための環境整備 (北海道農業会議作成原々案)</p> <p>農作業の省力化による農業生産性の向上や、農畜産物の販路拡大を図るために、高速度ブロードバンドの普及に向けた支援を勧めること。</p> <p>また、災害等に強い強靱なスマート栽培施設の設置に向けた支援をすすめること。 (追加要望意見)</p> <p>スマート農業に限定せず、インフラの基本として、農村の維持、担い手対策の側面からも、高速度ブロードバンドは必須である。</p>
石狩③	<p>農業者の経営安定対策の充実</p> <p>○ 経営安定対策の予算の確保等</p>
石狩④	<p>農業者の経営安定対策の充実</p> <p>○ 農業経営基盤強化準備金等</p> <p>※ スーパーL資金の金利負担軽減</p> <p>○ 農業経営基盤強化準備金制度</p> <p>※ 農業経営基盤強化準備金制度の恒久化と全ての農業経営に拡大すること</p>
石狩⑤	<p>農地等の納税猶予制度の見直しについて</p> <p>猶予適用農地等の農地転用について、農業経営に支障のない転用（農業用施設等）に関しては、納税猶予を継続とすること。</p> <p>また、国や北海道などの公共団体や地方自治体等による買収に関して、譲渡分の面積を減じて納税猶予を継続とし、譲渡した農地に関しては免除とすること。</p>
石狩⑥	<p>農地流動化対策について</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づき農地を譲渡した場合の特別控除額の引き上げを行うこと。</p>

石狩⑦	<p>【北海道農業の維持発展に関する対策の拡充】</p> <p>「(2) 主要農産物の種子生産に関する予算の確保」に、「農業者が安心して自家増殖できる環境の整備」(以下の内容)を追加。</p> <p>また、種苗法の改正により、令和4年4月から登録品種の自家増殖が許諾制となり、許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが懸念されていることから、農業者が安心して作付けできるよう十分な環境を整えること。</p>
石狩⑧	<p>4 担い手の育成・確保の強化</p> <p>市町村が取り組む新規就農対策に支援すること</p>
石狩⑨	<p>3 農業生産基盤の強化譲渡所得税2,000万円の特別控除を活用しやすい制度に改善するとともに、控除額を拡大すること。</p>
石狩⑩	<p>5 農業者の経営安定対策の充実</p> <p>農業用機械導入に対する支援を強化し、予算を拡充させること。</p>
石狩⑪	<p>担い手の育成と経営安定対策</p> <p>農業経営基盤強化準備金制度の改善</p>
石狩⑫	<p>農業者年金の適用要件の拡充</p> <p>女性に対しての農業者年金の適用要件の拡充</p>
後志	

胆振	<p>【鳥獣被害対策の拡充・強化】</p> <p>鳥獣被害については、鳥獣被害防止総合対策等が講じられているが、被害額の減少に歯止めがかからない状況となっている。</p> <p>胆振管内では、平成25年度以来となる3億円を超える被害が報告され、農業経営に大きな影響を与えており、鳥獣害対策は待ったなしの状況である。</p> <p>駆除の先頭に立つ猟友会員も会員減少や高齢化により、出勤する方が少なくなっている。</p> <p>このことから、国として鳥獣被害対策を農業政策の重点課題として位置付けていただくため、引き続き下記の施策展開を要望するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自衛隊による一斉捕獲の実施</li> <li>(2) 被害軽減に効果が認められる電気柵導入への支援の充実</li> <li>(3) 鳥獣被害防止のための支援事業の充実や事務の簡略化</li> <li>(4) 農業者が狩猟免許やわな猟免許を取得しやすい措置の実現</li> <li>(5) 散弾銃所持者がライフル銃を所持できるための期間短縮</li> </ul>
日高①	<p>花き生産者への新たな施策について</p> <p>冠婚葬祭などのイベントそのものへの需要喚起を促す施策を要望するものです。</p> <p>例えば、海外で行われることが多くなったブライダルを国内で、且つ、縮小傾向が危惧される披露宴をホテル祭場等で実施する場合の助成。(花き業界、ホテル業界、食品販売業等の多くの業者に恩恵がある。)</p>
日高②	<p>輸送費の農家負担の抑制のための施策について</p> <p>国の施策による農産物の円滑な物流体制の確保を要望する。</p>
日高③	<p>臨時税理士の認定制度の復活について</p> <p>今後実施されるインボイス制度の推進のため、農協、漁協、商工会等の関係団体に対し、臨時税理士の認定制度の復活を要望する。</p>
日高④	<p>新規就農対策について</p> <p>新規就農に伴う研修、農地、施設、機械等の取得のための総合的な支援措置あるいは助成金の加算措置等の施策を要望する。</p>

日高⑤	労働力確保対策について 町外からの労働力確保のための宿舍整備などの支援措置を要望する。
日高⑥	軽種馬産業の発展に向けた支援等の充実について（継続） グローバル化への対応や生産基盤の整備、外国人を含む労働力の確保など、更に強い馬づくりに必要な対策についての支援を要望する。
日高⑦	ガイドラインの変更について（新規） 事前に問い合わせもせず突然情報開示請求してくるなど、モラルの欠如が著しい業者に、ガイドラインが悪用されないために禁止事項を明記することを要望する。
日高⑧	アフターコロナ軽種馬産地対策基金の設立について（新規） 軽種馬産地対策支援金として、JRAの第二国庫納付金の一部を財源とした基金の設立を要望する。
渡島①	大間原子力発電所について 函館市をはじめ道南地域は、建設中の大間原子力発電所から遮蔽物のない津軽海峡の対岸に位置しており、最短で23kmしか離れておらず、福島第一原発事故に見られるように万が一重大事故に至っては、農地汚染による農産物の出荷停止や作付制限が永年にわたって続き、農業の崩壊さらには、水産業に大きな影響を受けることになる。 よって、道南地域における農業の振興、農業者の生活や安全で安心な農作物の供給を守るため、即時に建設を無期限凍結とすることを求める。
渡島②	国際貿易政策の万全な対応について TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPAほか、令和2年11月に各国が署名したRCEP（東アジア地域包括的経済連携）など、他国との通商政策が進んでいる状況にあるが、食の安全・安定供給、食料自給率の向上は重要であることから、地域経済へ及ぼす影響を把握し丁寧な説明と経営の安定に資する対策の措置を求める。

渡島③	<p>担い手の育成と経営支援対策の強化について</p> <p>(1) 経営所得安定対策の対象作物が、限定的であることから、畑作物の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴薯、そば、なたねのみならず、農産物全般について弾力的な運用ができるような制度を再構築し、地域の実情を考慮した支援策を求める。</p> <p>(2) 燃油、肥料、輸入飼料等の農業生産に必要な資材等について、価格と供給の安定対策の一層の強化を求める。</p> <p>(3) 担い手・後継者が安定的な農業経営が行えるよう、農業後継者の定着を目指した支援施策の強化・拡充を求める。</p> <p>(4) 畜産業の持続的な経営のため、酪農ヘルパーの人材育成、酪農ヘルパー組合の安定的運営にかかる負担軽減支援について十分な予算確保を求める。</p> <p>(5) 有害鳥獣の適正な駆除のため、鳥獣被害防止対策に係る事業の一層の強化・拡充を求める。</p> <p>(6) 荒廃農地の解消及び発生防止にも効果が見込まれ、地域農業の振興につながるコントラクター事業の推進について、事業者や作業受託者等への支援施策の強化・拡充を求める。</p> <p>(7) 農業用機械等導入への各種支援事業について、十分な予算を確保するとともに、新たな採択基準等を検討し、担い手が活用しやすい施策を求める。</p>
渡島④	<p>農地政策の充実・強化について</p> <p>当面受け手のいない農地の保全管理の取組および再生利用可能な荒廃農地の再生に係る取組に対する支援について、十分な予算を確保するとともに、地域の実情に応じて、補助率や対象農地等の要件の緩和や、支援の拡充を求める。</p>
渡島⑤	<p>食の安全・安心の確保について</p> <p>食の安全確保と農業経営安定のため、以下の点を求める。</p> <p>(1) 残留農薬解消技術の開発や国内外で残留基準が設定されていない農薬に対する一律基準の品目に対する適正な見直しを行っていくこと。</p> <p>(2) 農薬の飛散防止技術の調査研究および農薬の適正使用に関する指導や普及に努めること。</p> <p>(3) 輸入食品の検疫体制を強化するとともに、未承認遺伝子組み換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないよう厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。</p>
渡島⑥	<p>耕作放棄地の解消に伴う農地中間管理事業について</p> <p>耕作放棄地の解消については、農地利用最適化に向けた喫緊の課題であることから、現在、北海道農業公社が独自事業として実施している農用地等の保全管理実証モデル事業の制度化を求めます。</p>

渡島⑦	<p>新規就農者に対する支援の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業次世代人材投資事業の十分な予算確保を要望する。</li> <li>・ 農業次世代人材投資事業の要件見直し（拡充）を要望する。</li> <li>・ 新規学卒就農やUターン就農を増やすための仕組み作りに対する支援事業の創設を要望する。</li> <li>・ 新規就農者を受け入れる体制作りに対しての支援事業の創設を要望する。</li> </ul>
渡島⑧	<p>農業経営に対する支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営所得安定対策の十分な予算確保を要望する。</li> <li>・ 農業用機械等導入への支援事業について、十分な予算確保を要望する。</li> <li>・ 農業用機械等導入への支援事業について、採択基準を見直し、担い手が活用しやすい内容にすることを要望する。</li> <li>・ ビニールハウス等の施設整備への支援の充実を要望する。</li> <li>・ 地域の実情に合わせた事業要件の緩和を要望する。</li> </ul>
渡島⑨	<p>農業農村整備事業の拡充と予算の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業農村整備事業について、引き続き農村現場の要望に応える十分な予算確保を要望する。</li> <li>・ 農地耕作条件改善事業について、引き続き農村現場の要望に応えられるよう、十分な予算確保を要望する。</li> </ul>
渡島⑩	<p>大間原子力発電所について</p> <p>現在、建設が進められている大間原子力発電所の建設の凍結を求めます。</p>
渡島⑪	<p>担い手等（新規就農希望者）対策の強化</p> <p>国及び都道府県による新規就農希望者等の宿泊研修施設の整備</p>
渡島⑫	<p>強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）の継続と拡充</p> <p>所得や面積の拡大が出来ない農業者への補助（補助率 3/10 以内）</p> <p>現状、担い手確保・経営強化支援事業では、採択基準のボーダーが高く所得を 40%向上（採択ポイント高配点）させなければならない状況となっている。</p>



渡島⑬	<p>鳥獣被害防止対策の規制緩和について</p> <p>道南地域は、北海道に生息するヒグマの3大生息地（大雪・知床・道南）のひとつとされています。</p> <p>特に道南地域は、他の2大生息地とは異なり、ヒグマの生息域と人の生活圏が密着しており、農地（畑等）に出没するヒグマによる農業被害は、年々増大し、両者の間には著しい軋轢が生じています。</p> <p>このことから「くくり罠」使用による有害駆除許可の更なる緩和措置を望むものであります。</p>
渡島⑭	<p>農業・農村活性化対策について</p> <p>「地域を支える多様な農業経営体の重要性」に併せた長期的・総合的視点から、多様な農業経営の重要性をしっかりと位置づけ、着実な食料自給率向上政策の強化を求める。</p>
渡島⑮	<p>国際貿易協定（TPP11）に係る緊急輸入制限措置の発動基準数量の見直し協議の実現について</p> <p>環太平洋連携協定（TPP）、欧州との経済連携協定（EPA）さらには米国との日米貿易協定の発効、更には東南アジアを中心としたRCEP（地域的な包括的経済連携）署名式が2020年11月15日に行われるなど巨大経済圏を引き続き誕生させ、国内農業はかつてない規模の市場開放にさらされようとしている。</p> <p>政府は競争力強化や輸出拡大な国内対策を措置しているが、生産現場の不安・懸念は深い。</p> <p>特にTPPにおいては、緊急輸入制限措置（セーフガード）の発動基準数量が、米国の復帰を見込んだままの輸入量を含めて設定されており、その後米国がTPPから抜けたため発動基準数量が実体より大きく設定されたままですあり、緊急輸入制限措置（セーフガード）が十分機能する状況ではない。</p>
渡島⑯	<p>経営体育成支援事業の要件緩和について</p> <p>既存農家が農業用機械を買い替える場合に、ポイントの不足等によって当事業を利用できないケースが多々あることから、該当要件の緩和等を要望します。</p>
渡島⑰	<p>農業次世代人材投資事業資金の要件緩和について</p> <p>農業次世代人材投資事業資金に係る要件のさらなる緩和について要望します。</p>
渡島⑱	<p>鳥獣被害対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有害鳥獣の捕獲等に関する規制の緩和</li> <li>○ ハンター育成支援の強化</li> </ul>

渡島⑱	<p>新規就農者の農地取得に対する支援          新規就農者の農地取得支援施策の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地保有合理化事業における貸付期間の延長</li> <li>・土地購入時の借入資金への利子の無償化又は利子補給</li> </ul>
檜山①	<p>【農業生産基盤の強化】</p> <p>(1) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保</p> <p>1 文言の追加</p> <p>②作業効率の良い連坦した優良農地を確保するためには、そこに介在する離農者の廃屋・堆肥盤・サイロ等の撤去が必要な場合があり、所有者が処分することが原則となっているものの、既に離農している所有者はそれらを含めて譲渡するケースが多い。その結果、優良農地の確保に踏み切れないケースが今後増えていくことが予想される。</p> <p>優良農地確保の際に農業用施設の処理費用に対する新たな事業の創設を検討いただきたい。</p> <p>④国の施策に基づき規模拡大・経営の効率化を行ってきた本道においては、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件に満たない地域が多く、また個人負担も重いことから事業の利用に踏み切れない状況がある。採択要件を見直して地域の実態に即したものとすること。</p>
檜山②	<p>【北海道農業の維持発展に関する対策の拡充】</p> <p>(4) スマート農業のための環境整備</p> <p>1 文言の追加</p> <p>スマート農業技術の導入に際しては、機械等の購入経費の外に、資格・免許取得費用が伴い、担い手の新たな負担となっているため、それらに対する支援について検討すること。</p> <p>農作業の省力化による農業生産性の向上や、農畜産物の販路拡大を図るために、高速度ブロードバンドの普及に向けた支援をすすめること。</p> <p>また、災害等に強い強靱なスマート栽培施設の設置に向けた支援をすすめること。</p>

上川①	<p>国際交渉における基本的な姿勢について</p> <p>政府は国民に対して、農業・農産物を含む他国との協定交渉の説明責任を果たすことと、国民が確実に納得できるよう十分な情報提供と審議過程の対応を進めること。</p> <p>また、国の食料・農業・農村基本計画の理念に基づき、恒久的な法制度と安定的な財源の確保、これまでに締結された協定によって上川地域の特性を生かした農業の増進が図られ、持続的発展に支障を及ぼすことがないよう必要な措置を講ずること。</p>
上川②	<p>農政の確立について</p> <p>国民の食料を安定的に供給できる農業構造の構築と国に基づいた食料戦略が不可欠であるとともに、地域の実情に即した農地の利用集積に取り組む農政を確立することが重要である。</p> <p>また、育成する担い手が長期的に安心して農業を行うことができる政策の継続的な安定が必要である。このことから、農業所得の十分な確保が実現できるよう中期及び長期を見通した農政の基本を確立すること。</p>
上川③	<p>地域の実態に即した担い手への農地集積支援対策等の推進について</p> <p>上川地域の担い手への農地集積が進んでいるが、相続未登記や相続放棄等により、利用が困難となる農地が増加しているのが現状である。</p> <p>このことから、担い手への農地集積支援対策は、全国一律の仕組みを見直し、地域の実情に即した施策への転換と確立を図ること。</p> <p>(1) 農業者への農業生産を目的とした農地の所有権移転の促進</p> <p>経営の安定化、不在地主による耕作放棄地の未然防止を図るためには、担い手への所有権移転による農地集積の促進が重要である。</p> <p>また、離農による農地処分にあたり、速やかに農業者への所有権移転が必要であり、引続き、譲渡所得税の特別控除額の優遇措置を図ること。</p> <p>(2) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保</p> <p>食料自給率の向上をはじめとして新たな「基本計画」の高い目標を達成し、競争力ある農業を実現するためには、生産性の向上、基盤整備事業を計画的に進めることが必要であり、農村現場の要望に応えるよう予算を確保すること。</p> <p>また、国営農地再編整備事業については、上川地域の多くの市町村が取り組み、積極的な事業推進のため十分な予算措置を確保すること。</p>

上川④

担い手の育成と経営支援対策の強化について

(1) 後継者の対策について

後継者が親から経営継承を受けるにあたり、負債がある場合一定の事業継承については、対策が講じられたところであるが、負債を継承することにより、経営の安定に支障が生じる可能性があり、負債を譲渡した親は、負債のみが残り、経営の譲渡を受けた後継者は贈与税の対象となる。これらのことから、担い手の経営安定と育成を可能にすることを目的とし、親子間売買は、課税の特別措置と、スーパーL資金の無利子化の適用等について検討すること。

また、新規就農、Uターン就農の支援する仕組みを検討し、機械の購入時の補助率のアップや融資要件の緩和、拡充を含めた新たな総合的な支援事業の創設をすること。

(2) 経営所得安定対策について

担い手農家の経営安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する交付金と農業者の抛出を前提とした農業経営の対策に実施しているところであるが、食料自給率、食料自給力の維持向上を図るため、戦略作物の本作化を進め、水田活用の直接支払交付金の実施など、需要に応じた生産促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定対策を強化すること。

(3) 鳥獣被害対策について

鳥獣被害対策は、法令や補助事業等の整備による改善・拡充が図られているが、道では被害額は減少しているものの、上川地域では依然として、ヒグマ、鹿による被害が大きく、農作物の食害を防ぐため、電気牧柵等の設置及びハンターの育成支援の予算確保と対応の拡充により、国は市町村の負担軽減を図ること。

また、アライグマの生息地域の拡大による被害拡大が懸念されており、あわせて捕獲方法の周知を含め安心して農作業ができる環境の対応を図ること。

(4) 農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について

上川地域の、農業者年金制度の政策支援加入については、保険料額の特例はあるが、経営主、その配偶者、並びに経営主の直系卑属に対してのみ適用されているので、農業経営における男女参画の観点から、経営主の直系卑属の配偶者を政策支援の対象とすること。

	<p>(5) スマート農業のための環境整備</p> <p>上川地域に限らず全国各地で、農業を取り巻く情勢については、農業従事者の高齢化及び新規就農及び農業後継者不足などから、年々農業従事者が減少している状況であり、地域内における農地集積など多くの課題が残されている。</p> <p>事業実施により、労働力の削減が図られ、そのことにより、他品目の導入や更なる農地集積が見込まれ、結果、販路拡大等スマート農業の導入を図る農業者に向けた支援を強化すること。</p>
上川⑤	<p>農業委員会組織の体制強化と予算の確保について</p> <p>農業委員会は、農地法許可事務、農地の利用状況調査、利用意向調査、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である。市町村の財政状況に左右されず、農業委員会の事務局体制が確保できるよう交付金を増額すること。</p> <p>あわせて、改正農業委員会法による農地制度に係る適正な事務実施の一層の推進を図るとともに、担い手への農地集積、農地台帳の整備、遊休農地の解消、未然防止等の活動を一層強力に推進するため、機構集積支援事業の農業委員会関係予算を十分に確保すること。</p>
留萌①	<p>【TPP等の貿易協定における対応について】</p> <p>TPPの参加を検討している国が複数あるが、加盟国が増えることによる農畜産物の輸入の総量が増えることは、日本の農業者の意欲を低下させるのみでなく、食糧需給率の低下を招き、不慮の事態が発生した場合を考慮した交渉が必要と考える。</p>
留萌②	<p>【農地の集約化の促進について】</p> <p>農地の流動化のため、農地の賃貸解消のため支援策を講じ、農地の集積・集約化を図られたい。</p>
留萌③	<p>【担い手の育成・確保の強化】</p> <p>新規就農者の受入のため、新規就農者の募集体制の充実とともに、地域おこし協力隊制度の活用を支援されたい。また、新規参入者を誘導するためには、住宅の環境整備が喫緊課題である。研修施設の整備に対して支援されたい。</p>
留萌④	<p>【スマート農業のための環境整備】</p> <p>スマート農業の普及のため通信環境整備について支援されたい。</p>

留萌⑤	<p><b>【獣害対策の充実】</b> シカ・アライグマ等の農作物被害は、いまだ増加傾向にある。被害防止対策のため、電牧柵等に支援されたい。</p>
留萌⑥	<p><b>【関係人口の創出】</b> 都市と農村部双方のニーズを満たす関係人口創出の構築に支援されたい。</p>
宗谷①	<p><b>【近代的・魅力的な農業の情報発信の強化について】</b> (新規) 農業経営に意欲を持つ人材確保のためには、昨今の近代的農業の実態や農業の魅力を伝えるなど、情報発信の強化のための財政的な支援が必要である。</p>
宗谷②	<p><b>【小規模家族経営の維持継続のための支援の強化について】</b> (継続) 小規模農業経営体の維持継続を持続可能なものとするために機械、施設などへの支援、中古機械購入などの条件緩和、申請手続きの簡素化などの対策を強化することが必要である。</p>
宗谷③	<p><b>【新規就農対策の強化について】</b> (継続) 継続的な強い農業の実現に向けては、担い手不足の深刻化や高齢化が進む中、青年新規就農者を増加させる施策が不可欠である。しかしながら今後、後継者のいない高齢農業者の離農がさらに増加傾向と予想されることから、農村活力の低下・地域の崩壊を食い止めるためにも、国の新規就農総合支援事業（青年就農給付金）や農業経営移譲事業の拡充など、新規就農者対策の一層の強化を要望する。</p>
宗谷④	<p><b>【鳥獣被害対策の強化について】</b> (継続) 鳥獣被害対策をさらに推進するため「鳥獣被害防止総合対策交付金」の予算を拡充すること。 平成 19 年に制定された「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づき実施している鳥獣被害防止対策について弾力的な運用ができるような対策を講じる必要がある。 また、平成 27 年の鳥獣法改正により夜間銃猟等一部緩和されたが、ハンターの確保と育成に関してどの自治体も苦慮しているため、引き続き必要な対策を講じることを要望する。</p>
宗谷⑤	<p><b>【農業者の生活安定のための酪農ヘルパー事業の推進について】</b> (継続) 酪農者の経営と生活安定を図るために補助する事業の一つでもある酪農ヘルパー事業であるが、農業者の休日・冠婚葬祭・旅行・所用等を安定して取れるようにヘルパー利用組合の事業の充実（人員の増員・補助金の増額）が必要である。 また、市町村から支出している酪農ヘルパー事業補助金についても、高額の補助をしている状態である。このため、ヘルパー事業の改善・拡大とともに、補助制度の更なる検討を要望する。</p>

宗谷⑥	<p>【産業動物診療獣医師の確保について】 (継続)</p> <p>家畜の飼養頭数の維持・拡大、個体能力の向上や集約的な畜産経営の進展が見込まれる中、地域産業動物医療の提供体制の整備と処遇改善等による獣医師の確保を望む。</p>
宗谷⑦	<p>【農業農村整備事業の推進と土地改良事業予算の確保について】 (継続)</p> <p>農業農村整備事業は、農業生産力を支える重要な役割を持っており、生産性の向上を図るうえで基盤をなす農作業道整備や排水路整備及び暗渠排水整備など土地改良事業を継続的かつ安定的に実施することが不可欠であるため、必要な予算措置を要望する。</p> <p>また、TMRセンターやコントラクター等を活用した自給飼料生産のコスト削減が可能となる生産性の高い農業基盤の形成と、担い手への農地集積・集約化を行なう農業農村整備事業の推進を強く要望する。</p>
宗谷⑧	<p>【農業者年金の適用要件の拡充について】 (継続)</p> <p>農業後継者の配偶者や新規就農者に対する政策支援の拡充など、農業者年金の適応条件の拡充を要望する。</p>
宗谷⑨	<p>【「農の雇用事業」の期間の延長と見直しについて】 (継続)</p> <p>農の雇用事業の現行2年間では期間が短く、新規就農するための農業技術や経営のノウハウの習得などが困難であることから、優良な人材育成の観点からも適用期間の延長が必要である。また、4月1日からの研修期間区分が設定されておらず、新卒者等に対応可能な研修期間区分が必要である。</p>
宗谷⑩	<p>【農業者の雇用確保に向けた住宅建設に対する支援について】 (継続)</p> <p>農業者が従業員を確保するための住宅建設に係る費用に対する支援を要望する。</p>
宗谷⑪	<p>【農業機械などのICT化への対応について】 (継続)</p> <p>搾乳ロボットなどの導入は、農作業の省力化や高度な精度が求められる作業での活用が見込まれるが、故障やトラブルに対応出来る人材が不足しているため、専門的な技術者の確保等メンテナンス体制の確立について要望する。</p>

宗谷⑫	<p>【国有地等の売払いについて】<span style="float: right;">(継続)</span>  地籍調査において、「国」表示で処理した基線・号線等の国有地（普通財産）のうち、現況農地については、買受希望者が現れた場合に、売渡しが迅速に行えるよう、表示登記をすること。</p>
林-ツク①	<p>【農地の流動化の支援について】  今後、高齢化等により農地の流動化、戸当経営面積の増加が見込まれるところであり、法人及び家族経営体への集積化を図るため地域集積協力金を要望する。  また、後継者が就農しやすい環境づくり、今後も規模拡大を図る家族経営体に対する使いやすい支援を要望する。</p>
林-ツク②	<p>【鳥獣被害対策の強化について】  ①休猟区や国有林内での捕獲等の規制緩和</p>
林-ツク③	<p>【農業分野における労働力の確保】  ① 農業生産現場での労働力不足の解消のため、新型コロナウイルス感染症拡大影響による失業者などの労働力の確保</p>
林-ツク④	<p>【ジャガイモシストセンチュウ対策について】  ① シロシストセンチュウに対応した抵抗性品種の早期開発  ② 対抗性作物等センチュウ根絶に向けた技術開発の推進  ③ 発生圃場に対する支援策構築、近隣圃場への蔓延防止対策の徹底  ④ シストセンチュウが発生した種芋圃場で種芋を植えるためのルール確立</p>
林-ツク⑤	<p>【外国人実習生の国民年金加入義務の緩和について】  外国人実習生は3～5年で帰国するので、日本で国民年金保険料を支払っても帰国後、脱退一時金はありますが少額で、また、帰国後継続加入をして老後の生活資金にする人は少ないと思います。  よって、外国人実習生の国民年金は任意加入、もしくはそれらに特化した年金制度の改革を要望します。</p>
林-ツク⑥	<p>【農地の権利移動に対する支援制度の創出について】  ①農地法3条による売買の際の譲渡所得にも、あっせんによる売買の場合の特別控除（800万円）並みの控除制度を設けること。  ②農地を相続する際の名義変更登記（所有権移転登記）にかかる登録免許税の無料化と、これらの手続きを司法書士に依頼した場合の経費の補助（実質無料化）をすること。  また、農地の登記簿に所有者のマイナンバーを紐付けること。</p>



十勝①	<p>【担い手の育成確保】</p> <p>①「家族経営の継承対策について」の一層の強化について</p> <p>②「新規就農対策について」の一層の強化について</p> <p>③「外国人実習生の受入体制の支援について」</p>
十勝②	<p>【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農業支援について】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農畜産物の価格下落など担い手の経営に及ぼした影響を緩和し、今後も農業者が持続可能な営農を行っていくために、必要な予算の確保と農畜産物の販売促進や需要喚起に向けた取組みに対する支援を求める。</p>
十勝③	<p>【自然災害等による農業被害への支援対策について】</p> <p>大規模自然災害に備えた防災・減災対策として、国営かんがい排水事業や治水・治山事業等の推進、また、老朽化した明渠など農業用インフラに伴う再整備の迅速化、さらに交通・物流・情報など重要インフラの強靱化を求める。</p> <p>あわせて大規模停電など災害時の重要な電力供給源となるバイオガスプラントについては、送電網等に伴う空き容量の確保と新規接続の推進、施設整備に係る補助の拡充と要件緩和を要望する。</p>
十勝④	<p>【農業農村整備予算の確保について】</p> <p>農業農村整備事業は、わが国の食料自給率向上にとって、その事業推進は不可欠であることから、農業者の負託に応えるよう十分な予算確保と地元の負担軽減を求める。</p> <p>また、地方においてもロボット、AI、IoTなど先端技術を活用するスマート農業が推進されるよう、最新のデジタル技術を農業生産現場に導入・普及する取組みについて手厚い政策支援を求める。</p>
十勝⑤	<p>【担い手・労働力の確保について】</p> <p>国の「食料・農業・農村基本計画」においては、講ずべき施策の一つに「農業の持続的な発展」があり、担い手の育成・確保として、経営基盤の強化、第三者継承を含む経営継承のスムーズ化、新規就農と定着促進が掲げられていることを踏まえ、当該施策に係る地方への手厚い支援を要望する。</p> <p>さらに地方でテレワーク勤務や副職（業）を行うものや二地域居住者など、関係人口・企業等の「新しい働き方」を活用した、農業の担い手・労働力の確保に繋がる政策支援を要望する。</p>

十勝⑥	<p>【有害鳥獣の駆除対策について】  駆除対策に伴う必要予算の確保、ハンターの育成・確保のための規制緩和など駆除に取り組める環境整備、また、ドローン等のIT技術・デジタル技術を活用した実証実験への支援と予算の確保を求める。</p>
十勝⑦	<p>【住民と食・農とのつながり（食育）の推進について】  初等及び中等教育において、農作物の収穫体験を積極的に取り入れるなど、児童・生徒が基幹産業である農業に対して、深い関心をより抱く教育課程を推進すること、また、国内食料自給率アップと国内産農畜産物の消費拡大に鑑み、身近にあり安心安全な地元農畜産物を活用した「大人の食育」活動について、国の事業として推進することはもとより、積極的に取り組む自治体等への十分な予算措置を求める。</p>
十勝⑧	<p>【農業委員会関係予算の確保について】  農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金等の農業委員会関係予算を十分に確保すること、また、農業委員は知識習得や資質向上のために、特に女性農業委員については今後の活躍が大いに期待される中、必要となる知見を広げるために研修会等へ参加することが重要であることから、当該関係予算の十分な確保を要望する。</p>
十勝⑨	<p>【農業者年金制度における受給者確認の簡略化】  独立行政法人農業者年金基金法施行規則第41条（旧規則第39条）の規定に基づく「農業者老齢年金に係る受給権者の現況届」については、原則自署により氏名、生年月日、住所及び当該年金証書の記号番号を記載する旨謳われているが、高齢者が市町村農業委員会窓口当該届書を提出する際には、様々な危険にさらされることに鑑み、これらリスクを回避すべく当該届書のあり方について、住民基本台帳ネットワークシステムの活用などを含め、簡略化に向けた法令改正を要望する。</p>
十勝⑩	<p>【市街化調整区域内の農業用施設の建設について】  市街化調整区域内の農振農用地における農業用施設の建設について、法規制を緩和していただきたい。</p>

<p>十勝⑪</p>	<p>【農地の所有権移転による農地流動化制度の強化について】</p> <p>○所有権主体の農地流動化制度の強化</p> <p>①農地持ち非農家への対策</p> <p>長期間、賃貸借収入を得た農地を売買する場合は、譲渡所得税特別控除（８００万円）の適用ができない。逆に農地所有の非農家となって１０年以内に所有農地を処分した場合には、現行特別控除額の増額（８００万円の増額）。</p> <p>②農業者に対する支援</p> <p>所有権移転に対しての支援は個人の資産形成の一助を担うという側面から支援制度は創設できないと農水省の見解があるように聞く。しかし農地は農業者が自ら所有・利用することにより、大切に、効率的に使うことを考え、土地改良などメンテナンスを持続的に行い、そのことが持続的な農地の有効利用につながるので、所有権移転の農地流動化にも「上限枠なしの無利子融資制度」「一定の購入資金支援制度」などの創設をお願いしたい。</p>
<p>十勝⑫</p>	<p>【非農地を農地に開発するための諸制度の創設について】</p> <p>「離農跡の宅地の廃屋家屋、その付帯施設」「農地に隣接などしている山林や、原野など低利用・未利用地」を農業者が、農地や農業用施設用地に利用する目的の場合において、「家屋や付帯施設を解体処分し、農地に転用する場合」「山林や原野の農地造成する場合」の費用や手続きについて、容易に取り組めるよう、支援、援助する制度の創設をお願いしたい。</p>
<p>釧路</p>	
<p>根室①</p>	<p>国際交渉における基本的な姿勢について【一部文言修正】</p> <p>農業・農産物の貿易を含む他国との協定等交渉内容において、政府は国民に対する十分な情報提供を行い、国会で審議する際にはその審議過程での真摯な対応を進め、国民が確実に納得できる結論を得ること。</p> <p>また、去年は、「日英EPA」「RCEP」が批准され、食糧自給率の低下が懸念されることから、国内農業への影響を十分に検証・注視し、食の安全確保や食糧の安定供給・自給率の向上など、国民生活の食の安全や国内農業の振興を損なわないよう対応すること。</p>
<p>根室②</p>	<p>農業基盤整備事業予算の確保について【継続】</p> <p>離農者の廃屋の解体撤去、非農地の処分を含めた基盤整備への支援制度を創設すること。</p>

根室③	<p>担い手の育成と経営支援対策の強化について【継続】  新規就農者に占める農業後継者の割合は高く、就農し地域に定着した後は親の農業経営を継承することとなるため、農業次世代人材投資事業とは別に、新規学卒就農・Uターン就農を増やすための仕組みを検討するとともに、これらの農業後継者の定着と経営継承を支援する事業を創設すること。</p>
根室④	<p>後継者対策について【一部文言修正】  経営の円滑な継承と新たな担い手の経営安定・育成を可能とすることを目的として、親子間売買によって経営資源を継承した場合において、譲渡所得税・不動産取得税・登録免許税・消費税等の減税措置を含む親子間売買制度の創設とスーパーL資金の無利子化の適用等について検討すること。</p>
根室⑤	<p>北海道の実態に即した担い手への農地集積支援対策等の推進について【一部文言修正】  農業経営の安定化と耕作放棄の未然防止を図るため、賃貸借への支援が中心で全国一律の仕組みとなっている現行の農地集積対策を見直し、担い手への所有権移転による農地集積の促進が重要であることを政策上の課題と位置づけ、売買による農地集積への支援や非農家から担い手への所有権移転を促進する施策を導入し、相続未登記農地や遊休農地の発生を防ぐこと。  また、離農時にあっせん等により所有権を移転した場合は、譲渡所得特別控除について、大幅に引き上げること。</p>
根室⑥	<p>新規就農対策について【継続】  新規就農に伴う農地・施設・機械等の取得について支援する施策を拡充強化すること。</p>
根室⑦	<p>農地所有適格法人・コントラクターの設立・育成支援対策の創設【継続】  共同経営型の法人の設立に当たり、農業用施設・機械・農地等の農業用資材を法人に譲渡する際の譲渡所得税・消費税等の減免措置等を講じることに加えて、所有権移転により農地集積を図る農地所有適格法人に対する法人税・固定資産税減免等の新たな支援措置を検討すること。</p>
根室⑧	<p>農地譲渡における譲渡所得控除額の引き上げについて【一部文言修正】  農地を地域の担い手へ集積（売買）した場合、譲渡所得税の特別控除額を無条件で3,000万円に引き上げること。</p>
根室⑨	<p>贈与税納税猶予の継続適用の特例の拡大について【一部文言修正】  全ての特例適用農地等を後継者へ使用貸借しても継続適用の特例となり、納税猶予が打ち切りとならないよう次の事項も追加し、特例の拡大を図ること。  1 農業者年金受給に関わらず、後継者へ経営継承に伴う特例適用農地等を農地法第3条第1項により貸付ける場合</p>

根室⑩	<p>農業者年金旧制度の経営移譲における第一種加算対象農地等及び第二種加算対象農地等の取扱いの緩和について【継続】          農業者年金制度の定着・安定をはかるため、平成14年1月1日以降に設定期間を迎えた第一種加算対象農地等及び第二種加算対象農地等について、使用収益権の再設定を行う相手方適格要件のうち、60歳未満の年齢要件を廃止すること。</p>
根室⑪	<p>農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について【継続】          政策支援の対象となっていない直系卑属の配偶者が経営を主宰する事例がある。経営移譲後に経営主となる可能性が高い          ため、政策支援の対象とすること。          また、特に女性である場合は、農業の担い手としての位置づけ地位向上を図る観点からも必要である。</p>
根室⑫	<p>農業者年金制度における特例保険料の引き上げについて【新規】          特例保険料及び国庫補助額の拡大として、現在、特例保険料・国庫補助額合わせて上限20,000円の保険料を引き上げる          こと。</p>

## 要望事項の追加の検討について

### 農林水産政策の新たな展開方向について

令和2年12月15日に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」においては、農業生産基盤強化プログラムをはじめとするこれまでの活力創造プランに基づく改革の方向性は維持するとしつつも、

- ① 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略の新規策定
- ② ポストコロナに向けた農林水産政策の強化

を農林水産政策の新たな展開方向として、新たに盛り込まれたところ。

令和3年5月	みどりの食料システム戦略の策定・実践
令和3年6月	人口減少等に対応した関連施策の見直し
令和4年～	農水省所管行政手続きの100%オンライン化

### 【農林水産業・地域の活力創造プランの主な改訂事項】

#### 《農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略》

2030年輸出額5兆円の目標達成に向け

- ① 品目別の具体的目標の設定
- ② マーケットインの発想でチャレンジする者の後押し
- ③ 政府一体として輸出の障害を克服するための対応を強化を内容とする新たな戦略を決定

#### 《みどりの食料システム戦略の策定・実践》

2050年カーボンニュートラルの実現

国際的なルールメイキングへの積極的関与  
**農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現**  
 令和3年5月までに策定

#### 《人口減少等に対応した関連施策の見直し》

- ① 各地域において**農業経営を行う人の確保、農地の適切な利用の促進**に向けた関連施策
- ② **農山漁村での所得と雇用機会の確保、多様な農地利用等のための施策**

令和3年6月までに取りまとめ

#### 《その他》

- ポストコロナ時代における食料安全保障の強化
- 先端技術などを活用するスマート農林水産業を支える新たなサービス事業体等を支援する枠組みの構築
- **農山漁村発イノベーションの推進のための環境整備**
- **DXの推進（令和4年度までに農水省所管行政手続きの100%オンライン化など）**

## 【 農林水産業・地域の活力創造プランの主な内容 】

### 《 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略 》

令和2年の農水産物の輸出は9,223億円で過去最高額となっている。

- 家庭向け品目が好調で、外食向けが低迷（新型コロナの影響）  
ナガイモ ⇒ 外食需要減少による価格下落などで6.1%減  
和牛 ⇒ 外食の売上低迷により2.7%減



現行の要望書

- 新型コロナ対策で、嗜好品等の要望内容あり。
- TPP等の要望もあり。

### 《 みどりの食料システム戦略の策定・実践 》

- ネオニコチノイド系の殺虫剤の削減
- 化学肥料の削減
- 有機農業の面積拡大 など

※ いずれも、2040年までに、革新的な技術・生産体系を開発して対応することが前提



新技術が開発されることが前提で、できるかどうかもわからないことから、今の段階で、要望項目とすることが困難。

### 《 人口減少等に対応した関連施策の見直し 》

#### 農林水産業・地域の活力創造プラン キーワード

- リモートワークなど場所を問わない働き方の進展
- 地方への人の流れを生み出して行くことが重要
- 農業経営を行う人の確保
- 農地の適切な利用の促進
- 安心して農村で所得と雇用の機会を得て生活
- 人口減少を踏まえ、農業経営を行う人を確保
- 労働力調整・働き方改革・農作業受委託など補完する仕組みを整える
- 人・農地プラン、農地集積、集落営農、新規就農、移住促進、事業継承、資金調達等に係る施策の在り方の検討

#### 農山漁村振興交付金（最適土地利用対策） キーワード

- 重要な地域資源である農地等を低コストで維持
- 粗放的な利用

#### 働き方改革 キーワード

- 副業・兼業の推進



農業経営を行う人？

リモートワーク、副業・兼業？

粗放的な農地の利用による低コストでの維持？

何か、こちらから提案する必要があるのでは？

- リモートワークによる地方への移住については、人口減少時代においては必要と考えられる。しかし、そのためには、リモートワークに対応できる通信環境の整備、教育施設等の充実が必要となる。
  - ▶ 通信環境の整備については、既に要望項目としている状況。
  - 教育施設等の充実は、農業委員会ネットワーク機構としてはなじまない。
- 農作業受託組織などのサービス事業者については、既存の農家にも必要
- 農地の粗放的な利用は、農地を維持するための最終手段であり、現状として望ましくない。

これらを総合的に見て、新たな要望項目とすることを検討する必要があるのではないか？

- **リモートワークなどにより、田舎暮らしを希望する者にとって、農業が所得確保のための副業の選択肢となるよう、農作業受託組織等による短期雇用など柔軟な雇用体制を整え雇用した農作業受託組織等への運営を支援する仕組みの構築**

※ 副業の選択肢を市町村側が提供することによる移住促進効果も期待。

- **新規就農希望者やリモートワークなどにより移住した者が、農業経営を容易に開始することができるようにするため、地方公共団体等が農地を取得して貸与する「レンタル農場制度（仮称）」の構築。**

※ リモートワークによる移住者については、定住するか否かは不明であることから、農地を所有することは、将来的な農地利用の最適化に支障を及ぼす可能性がある。

また、レンタルで農業経営を開始する制度が構築されることにより、新規就農等のハードルを下げる可以考虑。

※ 地方公共団体によっては、農地を取得する財源に課題があることから等を加えることにより、JA等も活用できる制度を想定。

※ レンタル農場制度の対象については、リモートワーク・新規就農に加え、企業参入も含まれることを想定しているが、JAが農地を所有することによって、企業が撤退した場合における対応が容易となることも想定

※ JAが農地を所有しレンタルする仕組みが可能となった場合、当然、企業を含む新規参入者等は、JAとのつながりを持つことになることから、新たな組合員の確保等の可能性が出てくる。

農村部の状況を考えた場合、JAは地域に不可欠な企業体であることから、JAの組織維持にも繋がる可能性がある。

※ JAが農地を所有することにより、農地の配分をする際に、所有者としての意向を反映させることも可能。



## 鉄道輸送力の関係

令和3年1月29日、JR北海道への支援を2030年度末まで継続する「国鉄清算事業団債務等処理法の改正法案」を閣議決定

- ① 経営安定基金の運用益の確保
- ② 助成金の交付
- ③ 青函トンネルに係る改修費用の負担見直し
- ④ 出資
- ⑤ JRに貸付けを行う金融機関への利子補給
- ⑥ 不要土地の引取り
- ⑦ 並行在来線会社に対するJR貨物の線路使用料に係る助成金の交付及び出資
- ⑧ 出資に係る資本計上の特例

※ JR貨物において、令和13年度の経営自立に向け、経営基盤の強化

### 現行

本道農産物の首都圏へ輸送する手段として鉄道輸送力は、コスト面・輸送量面から見て、最適な手段である。  
しかしながら、経営悪化が一層深刻さを増しているJR北海道は、同社が単独では維持困難とする13区間のうち5区間を廃止する意向を示していることに加え、残る8区間についても公的支援がなければ存続できないとしている状況にある。  
そのため、本道農産物の首都圏への輸送手段としての鉄道輸送力の維持・確保に向けた強力な支援を行うこと。



### 修正

本道農産物の首都圏へ輸送する手段として鉄道輸送力は、コスト面・輸送量面から見て、最適な手段である。  
しかしながら、経営悪化が一層深刻さを増しているJR北海道は、同社が単独では維持困難とする13区間のうち5区間を廃止する意向を示していることに加え、残る8区間についても公的支援がなければ存続できないとしている状況にある。  
そのため、本道農産物の首都圏への輸送手段としての鉄道輸送力の維持・確保のため、必要な路線の維持に向けた強力な支援を行うこと。

## 農業労働力確保緊急支援事業

令和2年度補正予算により、新型コロナウイルス感染症の拡大により、入国が困難となった外国人材から代替人材として他産業からの人材を受け入れた場合における人件費等の掛かり増し経費を支援する制度

### 事業対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

### 支援内容

労賃	500円/時間以内（10時間/日）
保険料	実費
宿泊費	6,000円/泊以内（10万円/月以内）
交通費	3万円月以内



### 道内の活用実績

86経営体 390ヵ月分 91,697,805円



### 外国人材の入国状況

令和3年2月現在、レジデンストラック（在留資格を有している方が長期滞在する場合における入国を認めるための仕組み、14日間の自宅等の待機は必要。）が休止されている状況。

### 現在休止中のレジデンストラック

タイ、ベトナム、マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、台湾、シンガポール、ブルネイ、韓国、中国

○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人材の入国が停滞している状況にある。

○ ワクチンの供給については、医療従事者への供給・接種が開始されたが、高齢者、一般向けのワクチン供給・接種が行き届く時期が不透明

○ 令和3年における農業労働力として外国人材を期待することは、昨年同様に困難となると思われる。

○ そのため、農業労働力における人材の確保については、令和2年と状況が変わらないと予想される。

○ 農業労働力確保緊急支援事業では、外国人材から日本人へ雇用を切り替えた場合等における掛かり増し経費を助成する事業であるが、現在のところ、令和3年3月31日までとされている。

○ 令和2年度第3次補正予算において、予算が確保されていることから、当面の間は、継続されると思われるが、令和3年の営農期間全てをカバーできる予算規模ではないと思われる。（オリンピックの開催時期くらいまでは持つ？）



現在実施されている「農業労働力確保緊急支援事業」については、新型コロナウイルス感染症の影響により人材の切り替えを余儀なくされた農業経営体を支援する仕組みであり、本道における農業経営においては重要な施策の一つと考えられる。

その一方で新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、ワクチンの接種が開始されているが、当面の間は、不足する農業労働力を外国人材で賄うことが困難な状況が継続されると思われる。

そのため、引き続き、本事業を継続するよう必要な予算の確保を行うこと。

#### 農業経営基盤強化資金について

農業経営における投資額は年々増加する傾向にあることから、農業経営の投資負担を軽減するための支援として、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の金利負担軽減措置について、引き続き十分な融資枠を確保すること。



#### 農業経営基盤強化資金について

農業経営における投資額は年々増加する傾向にあることから、農業経営の投資負担を軽減するための支援として、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）**及び農業近代化資金**の金利負担軽減措置について、引き続き**必要な予算十分な融資枠**を確保すること。

**また、農業近代化資金においては、都道府県の利子補給の状況によっては、スーパーL資金と同等の金利水準とならないことも想定されることから、国費による利子補給対応も検討すること。**

#### 農業経営基盤強化資金（L資金：政策金融）

- 実質化した人・農地プランの中心経営体である認定農業者  
⇒ 貸付当初5年間実質無利子  
(農林水産長期金融協会からの利子助成)

#### 農業近代化資金（民間金融）

##### 令和2年度第3次補正予算

- スーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間無利子化
- 農業近代化資金については、貸付け当初5年間の金利負担軽減措置の終了後もスーパーL資金の金利水準となるよう金利負担を軽減
- 農業経営における投資については、L資金だけでは片手落ちの状況。⇒ 農業近代化資金の追加
- 農業近代化資金の状況
  - ① 融資機関に対し、都道府県が利子補給
  - ② 国費により借受者に対し、利子助成※ ①・②の予算が揃わないと活用が困難。

### 3. スマート農業のための環境整備

農作業の省力化による農業生産性の向上や、農畜産物の販路拡大を図るため、超高速ブロードバンド環境の農業地域における未整備状況の解消や圏外解消対策推進への一層の制度拡充に向けた支援をすすめること。

併せて、災害等に強い強靱なスマート農業の環境整備や、スマート農業のための栽培施設の設置に向けた支援をすすめること。



### 3. スマート農業のための環境整備

スマート農業を推進するためには、農地への通信環境の整備を行うことが必要である。

しかしながら、人が居住しない農地においては、民間による通信環境の整備は、事業収益上、困難な状況にあると思われる。

そのため、農地における通信環境の整備に向けた支援をすすめること。

併せて、災害等に強い強靱なスマート農業の環境整備や、スマート農業のための栽培施設の設置に向けた支援をすすめること。

令和2年度第2次補正予算により総務省事業として、情報通信ネットワークの整備として502億円が措置され、光ファイバーの整備への支援が行われています。

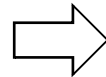
これにより、全国の市町村の市街地、住宅までの光ファイバーの整備が完了する予定とされています。

そのため、今後の通信環境の整備については、ほ場部分への電波の整備と敷設された光ファイバーへの維持管理が必要となりますので、要望内容をそのように変更します。

### 【空知地方農業委員会連合会からの意見①】

作業効率の良い連坦した優良農地を確保するためには、そこに介在する離農者の廃屋等の撤去が必要な場合があるため、それを含めた新たな事業を創設すること。

**また、所有者が不明である非農地により連坦化に支障が生じている事例もあることから、解消可能な対策を講じること。**



### 空き家対策（国土交通省）

- 空家等対策特別措置法に基づく空家等対策計画に沿った空き家の活用や除去など市町村による総合的な空き家対策への支援を行う。
- 空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成、専門家等と連携した相談体制を構築する取組等への支援を行う。

### 空き家対策総合支援事業（国土交通省）

- 空き家等対策計画を市町村が策定していること
- 協議会を設置するなど地域の民間事業者等との連携体制があること
- 空き家の除去について、は 2/5の補助率



この対策と換地等の基盤整備事業の組み合わせで実施可能？

### 【民法・不動産登記法等の改正の動き】

- 登記名義人が死亡した場合における登記の申請の義務付け
  - 民法の財産管理制度の見直し
    - ※ 市町村長等に家庭裁判所に対する不在者財産管理人等の選任申立権の付与など
- などが検討されている状況

◎ そもそも非農地であることから、農地の連坦化に支障が生じていると言えるか？

修正後



効率的な農地利用を促進するためには、担い手へ農地を集積するだけでなく、農地を集約することが必要である。

また、集約することにより、スマート農業の導入が可能になると考えられる。

担い手への農地の集約とスマート農業の推進のため、効率的なほ場の大区画化等を行う場合に、使われなくなった農業用施設等の撤去、農地への復元も含めた基盤整備事業を創設すること。

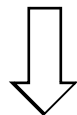
※ 空き家を連想させるような表現の場合、国土交通省で補助事業ありとなる。

※ 所有者不明土地については、一定の対策が措置されているまたは検討されている状況にあることから、制度を検証する必要がある。

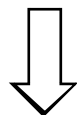
## 【空知地方農業委員会連合会からの意見②】

【再生産可能な米価確保等への対策強化】 ※要望項目の追加

- ・ 民間相場が安値で先行しない様に、30～40万トンを備蓄米として主食用米から隔離し、早急に米の需給均衡化対策に取り組み米価暴落を防ぐ措置を講ずること。
- ・ 飼料用米や転作作物といった主食用米以外への作付誘導のため、各作物の価格向上対策及び交付金措置を講ずるとともに、生産調整に貢献してきた道県に対して手厚い支援（交付金）の加算措置を講ずること。
- ・ 加工や輸出を強力に推し進め、米の需要価値を高める措置を講ずること。



既に、手厚い支援、加算措置は講じられている。  
主食用米のさらなる減産は避けたい事情あり。



要望項目には反映しない。

## 【令和2年度 第3次補正予算】

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業

- 新市場開拓用米（輸出）、加工用米、高収益作物、麦・大豆を作付けする場合

交付単価 4万円/10a

※ 水田活用の直接支払交付金

加工用米	2万円/10a
麦・大豆	3.5万円/10a
新市場開拓用米	2万円/10a

## 【道内の事情】

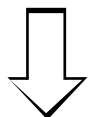
- 令和元年・令和2年については、道の生産数量目標において、主食用米の目標値を実作付け面積が下回っている状況。
- これ以上の主食用米の作付面積が減少することは、今後の販売等に影響もあり得る。
- そのため、どうやって生産数量目標まで、主食用米を生産してもらうかという議論をしている中で、今回の第3次補正予算が決定されたところ。
- 今回、交付単価が引き上げられたことにより、主食用米の作付面積の減少は避けられない状況。

### 【空知地方農業委員会連合会からの意見③】

#### 【農業生産基盤の強化】

##### (1) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保

- ① わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレベルで達成し、競争力ある農業を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に進めることが不可欠である。このため、圃場の大区画化や排水対策をはじめとした農業農村整備事業について、農村現場の要望に応えるために、更なる農業者の負担軽減を含め、当初予算の段階で必要な額を確保すること。



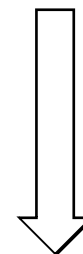
- 農地中間管理事業のインセンティブとして、「農家負担ゼロ」という基盤整備事業が用意されている状況  
※ 通常の基盤整備事業よりも、農業者の負担をあえて減らしている。
- 要望書 人と農地に関する課題の解消2(3)において、農地中間管理機構関連農地整備事業の運用改善を要請している。



要望書に反映しない。

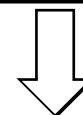
### 農業農村整備事業

- |               |     |     |
|---------------|-----|-----|
| ● かんがい排水      | 補助率 | 2/3 |
| ● 経営体育成基盤整備事業 | 補助率 | 1/2 |
| ● 農業集落排水事業    | 補助率 | 1/2 |
| ● 中山間知育総合整備事業 | 補助率 | 55% |



### 農地中間管理機構関連農地整備事業

- 条件は厳しいが、農業者の費用負担ゼロ



### (3) 農地中間管理機構関連農地整備事業の改善

本道においては、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件に満たない地域が多いことから、採択要件を見直して地域の実態に即したものとすること。

### 【石狩地方農業委員会連合会からの意見①】

#### 【農業者の経営安定対策の充実】

#### (3) 農業経営基盤強化準備金制度

(北海道農業会議作成原々案)

農業経営基盤強化準備金は、担い手の計画的な農業経営の投資を促進するとともに、経営所得安定対策等の交付金を効果的に活用する手法の一つであり、担い手の育成に寄与している制度である。

そのため、本準備金制度について恒久的な制度とするとともに、酪農・畜産・園芸経営も対象とした制度とすること。

(追加要望)

また、本準備金を取り崩して農業経営改善計画にない固定資産を取得した場合にも、圧縮記帳ができるよう見直すこと。

### 【石狩地方農業委員会連合会からの意見②】

#### 【北海道農業の維持発展に関する対策の拡充】

#### (4) スマート農業のための環境整備

(北海道農業会議作成原々案)

農作業の省力化による農業生産性の向上や、農畜産物の販路拡大を図るために、高速度ブロードバンドの普及に向けた支援を勧めること。

また、災害等に強い強靱なスマート栽培施設の設置に向けた支援をすすめること。

(追加要望意見)

スマート農業に限定せず、インフラの基本として、農村の維持、担い手対策の側面からも、高速度ブロードバンドは必須である。

農業経営基盤強化準備金制度については、令和3年度税制改革大綱により、令和5年度(2年間)まで、期限が延長されました。

今回の改正により、新たに、「人・農地プラン」の中心経営体に限定されるなど、活用するための要件が追加されております。

なお、令和4年度は改正のタイミングではないことから、農業経営基盤強化準備金制度については、要望事項から削除する方向で検討しております。

※ 情勢が不利な状況の中、なんとか2年延長となったため、今のタイミングで要望するのはよろしくない。

令和2年度第2次補正予算により総務省事業として、情報通信ネットワークの整備として502億円が措置され、光ファイバーの整備への支援が行われています。

これにより、全国の市町村の市街地、住宅までの光ファイバーの整備が完了する予定とされています。

そのため、今後の通信環境の整備については、ほ場部分への電波の整備と敷設された光ファイバーへの維持管理が必要となりますので、要望内容をそのように変更します。



**【石狩地方農業委員会連合会からの意見③】**

農業者の経営安定対策の充実

- 経営安定対策の予算の確保等

既に要望項目としております。

**【石狩地方農業委員会連合会からの意見④】**

農業者の経営安定対策の充実

- 農業経営基盤強化準備金等
- ※ スーパーL資金の金利負担軽減
- 農業経営基盤強化準備金制度
- ※ 農業経営基盤強化準備金制度の恒久化と全ての農業経営に拡大すること

L資金に加え、農業近代化資金についても要望することとしました。

農業経営基盤強化準備金制度については、石狩①でも説明していますが、2年延長ということで、改正のタイミングではないことから、今年度の要望項目からは除外しました。

**【石狩地方農業委員会連合会からの意見⑤】**

農地等の納税猶予制度の見直しについて

猶予適用農地等の農地転用について、農業経営に支障のない転用（農業用施設等）に関しては、納税猶予を継続とすること。

また、国や北海道などの公共団体や地方自治体等による買収に関して、譲渡分の面積を減じて納税猶予を継続とし、譲渡した農地に関しては免除とすること。

納税猶予適用農地については、農業用施設への農地転用は、納税猶予が継続する制度となっております。

国・道などの買収は、本人の意思によるものではありませんが、通常価格より高い値段で土地が取引されます。

そのため、要望事項とすることは適当ではないと考えます。

### 【石狩地方農業委員会連合会からの意見⑥】

農地流動化対策について

農業経営基盤強化促進法に基づき農地を譲渡した場合の特別控除額の引き上げを行うこと。

令和2年度より、創設された、2,000万円控除については、全国で、2例しか活用されていない状況にあります。

新たな制度が創設されたこと、活用件数が低すぎることから、現在の状況の中で、特別控除額の引き上げを要望することは、困難であると考えます。

特別控除額の引き上げを要望するためには、まず2,000万円控除の活用実績を作る必要があると考えます。

### 【石狩地方農業委員会連合会からの意見⑦】

【北海道農業の維持発展に関する対策の拡充】

「(2) 主要農産物の種子生産に関する予算の確保」に、「農業者が安心して自家増殖できる環境の整備」(以下の内容)を追加。

また、種苗法の改正により、令和4年4月から登録品種の自家増殖が許諾制となり、許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが懸念されていることから、農業者が安心して作付けできるよう十分な環境を整えること。

自家増殖が許諾制となりましたが、全体の9割前後に該当する一般品種については、自家増殖については、既成されていません。ゆめぴりかなど国の審査を経て登録を受けた登録品種に限定して開発者の保護のため25年～30年間、自家増殖が一定程度制限されるものです。

こうした取り組みは、外国における国産銘柄の作付けの防止などにも寄与することから、必要な措置と考えられます。

また、現在、国等に対する申請行為については、DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進しており、将来的には、全ての事業等において、電子申請による手続きの簡素化が図られる方向とされております。

### 【石狩地方農業委員会連合会からの意見⑧】

4 担い手の育成・確保の強化

市町村が取り組む新規就農対策に支援すること

新規就農対策については、「レンタル農場(仮称)」として、新規に要望項目としました。

**【石狩地方農業委員会連合会からの意見⑨】**

3 農業生産基盤の強化

譲渡所得税 2,000万円の特別控除を活用しやすい制度に改善するとともに、控除額を拡大すること。

令和2年度より、創設された、2,000万円控除については、全国で、2例しか活用されていない状況にあります。

仕組み的に簡単に活用できない制度であることは理解していますが、運用面については、実質的には、転用は可能な仕組みになっているなど改善はされております。

制度が創設されてから、まだ1年しか経過していないこと、活用実例も少ないことから、改正要望のタイミングではないと考えます。

**【石狩地方農業委員会連合会からの意見⑩】**

5 農業者の経営安定対策の充実

農業用機械導入に対する支援を強化し、予算を拡充させること。

【農業経営に関する支援】 1. 経営安定対策により要望項目に含めています。

**【石狩地方農業委員会連合会からの意見⑪】**

担い手の育成と経営安定対策  
農業経営基盤強化準備金制度の改善

農業経営基盤強化準備金制度については、石狩①でも説明していますが、2年延長ということで、改正のタイミングではないことから、今年度の要望項目からは除外しました。

**【石狩地方農業委員会連合会からの意見⑫】**

農業者年金の適用要件の拡充  
女性に対しての農業者年金の適用要件の拡充

既に要望項目としております。

### 【胆振地方農業委員会連合会からの意見】

鳥獣被害については、鳥獣被害防止総合対策等が講じられているが、被害額の減少に歯止めがかからない状況となっている。

胆振管内では、平成25年度以来となる3億円を超える被害が報告され、農業経営に大きな影響を与えており、鳥獣害対策は待ったなしの状況である。

駆除の先頭に立つ猟友会員も会員減少や高齢化により、出勤する方が少なくなっている。

このことから、国として鳥獣被害対策を農業政策の重点課題として位置付けていただくため、引き続き下記の施策展開を要望するものである。

- (1) 自衛隊による一斉捕獲の実施
- (2) 被害軽減に効果が認められる電気柵導入への支援の充実
- (3) 鳥獣被害防止のための支援事業の充実や事務の簡略化
- (4) 農業者が狩猟免許やわな猟免許を取得しやすい措置の実現
- (5) 散弾銃所持者がライフル銃を所持できるための期間短縮

### 現行の表現

深刻化する鳥獣被害については、被害額はもとより営農意欲の減退等、農業・農村への影響は甚大である。

本道においては、令和元年度において47億円の被害が生じており、特にエゾシカによる被害が大きく、次いでヒグマ、キタキツネなど外来種による被害が大きい状況にあるが、外来種であるアライグマによる被害も増加傾向にある。

そのため、農作物への食害を防止するため、電気柵等の設置によるほ場への侵入防止と個体駆除という両面の対策が今後も不可欠である。

こうした状況を改善するためには、侵入防止柵の設置や固定駆除を行うための「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、十分な予算を確保すること。

また、抜本的に改善するため鳥獣被害の具体的な削減目標を掲げる新たな対策を構築すること。

### 環境省 鳥獣被害の現状と対策についてより

- 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村は、「鳥獣被害対策実施隊」を設置することができる。
  - 隊員の報酬や公務災害補償措置を条例で定めること。
  - 市町村長が隊員を任命・指名すること。

#### 【活動内容】

- 対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置その他の被害防止計画に基づく、被害防止施策の実施

#### 【優遇措置】

- 狩猟税の軽減（通常の1/2）
- 公務災害の適用（民間の隊員）
- 活動経費に対する特別交付税措置（経費の8割）
- ライフル銃の所持許可の特例
  - ※ 散弾銃の所持経験が10年未満でもライフル銃の所持許可を受けることが可能。
- 技能講習の免除
  - ※ 更新等の申請で、技能講習が免除

さらに、ヒグマによる人的被害があった場合などにおける自衛隊への災害派遣要請が簡易に行えるような支援施策の構築を検討すること。

追加



国立公園や国定公園は景観を守るべきレベルに応じて園内を誘引し、規制を適用している。改正案は、このうち絶滅危惧種の鳥獣などが多く生息する「特別

車の窓から身を乗り出して道路脇のヒクマを見る人。2016年7月、オホーツク管内斜里町(知床財団提供)

環境省が検討中の自然公園法改正案の主旨が10日、判明した。国立公園や国定公園の一部地域で、クマなど野生動物に餌を与えることを禁じた上、30万円以下の罰金を科す規定を新設する。餌付けされた野生動物が人に慣れ、市街地を徘徊したり、人を襲ったりしたケースが相次いでいることへの対策。政府、与党で調整し、3月上旬の閣議決定を目指す。

# クマに餌 罰金30万円

## 環境省検討 国立・国定公園一部

地域」などで、哺乳類や鳥類に餌を与えてはならないと規定。公園を管理する国や都道府県の職員は、餌を与えている人にやめるよう指示できるとし、従わなかった場合、罰金を科す。

近年、観光客による餌付けが自立つようになっていくのが背景。地元自治体などが禁止を呼び掛けている

が強制力はなく、対応に苦慮してきた。環境省によると、知床国立公園付近では餌付けされたヒクマが増え、市街地に出没したケースが2017〜20年度、355回に上ったという。餌付け禁止の対象はクマ以外に、キツネやサルなどが想定される。

改正案ではこのほか、廃屋撤去や電線地中化などの景観改善策を掲げた整備計画や、自然体験活動促進策を盛り込んだ計画を、地元自治体などが作成する制度を導入。いずれの計画も国や都道府県から認定を受ければ、事業に伴う許認可を不要にする。

### 自然公園法改正案のポイント

- 国立公園や国定公園の一部地域で、哺乳類や鳥類に餌を与えてはならないとの規定を新設
- 国や都道府県の職員は、与えている人にやめるよう指示できる
- 指示に従わなかった場合、30万円以下の罰金を科す
- 景観改善や自然体験活動促進に向けた計画の認定制度を導入
- 国や都道府県が認定すれば、事業に伴う許認可を不要とする

### 【日高地方農業委員会連合会からの意見①】

花き生産者への新たな施策について

冠婚葬祭などのイベントそのものへの需要喚起を促す施策を要望するものです。

例えば、海外で行われることが多くなったブライダルを国内で、且つ、縮小傾向が危惧される披露宴をホテル祭場等で実施する場合の助成。（花き業界、ホテル業界、食品販売業等の多くの業者に恩恵がある。）

令和3年度予算の花き支援対策として、

- 1 国産花きの需要構造の変化に対応した取り組みに対する支援  
※ ブライダル当の開催様式の変化に対応した、新たな装飾スタイルの提案・普及・実証等の支援
  - 2 需要拡大を支える生産対策の構築
  - 3 需要拡大を支える流通の効率化
- などが措置されております。

### 【日高地方農業委員会連合会からの意見②】

輸送費の農家負担の抑制のための施策について

国の施策による農産物の円滑な物流体制の確保を要望する。

### 2. 農産物の輸送費の抑制

トラックドライバー不足やそれに伴い輸送コストが増加していることから、輸送コスト低減や物流改善に向けた対策を強化すること。

と要望項目に追加します。

### 【日高地方農業委員会連合会からの意見③】

臨時税理士の認定制度の復活について

今後実施されるインボイス制度の推進のため、農協、漁協、商工会等の関係団体に対し、臨時税理士の認定制度の復活を要望する。

臨税制度については、昭和20年代において、税理士が不足していた状況から、創設された制度です。

昭和30年代では、10,000人程度であった税理士が、現在では、79,000人を超える方が税理士として登録されています。

インボイスの導入や、事業承継税制など、農業経営における税務については、複雑になる一方であることから、税理士資格のない者が、無報酬で税理士業務を行うことには限界があります。

#### 【日高地方農業委員会連合会からの意見④】

新規就農対策について  
新規就農に伴う研修、農地、施設、機械等の取得のための総合的な支援措置あるいは助成金の加算措置等の施策を要望する。

新規就農対策については、「レンタル農場（仮称）」として、新規に要望項目としました。

#### 【日高地方農業委員会連合会からの意見⑤】

労働力確保対策について  
町外からの労働力確保のための宿舍整備などの支援措置を要望する。

農山漁村振興交付金に、生活環境施設の整備に関する支援メニューが既に存在しています。

#### 【日高地方農業委員会連合会からの意見⑥】

軽種馬産業の発展に向けた支援等の充実について（継続）  
グローバル化への対応や生産基盤の整備、外国人を含む労働力の確保など、更に強い馬づくりに必要な対策についての支援を要望する。

軽種馬の関係については、日本軽種馬協会等を通じて要請してください。

#### 【日高地方農業委員会連合会からの意見⑦】

ガイドラインの変更について（新規）  
事前に問い合わせもせず突然情報開示請求してくるなど、モラルの欠如が著しい業者に、ガイドラインが悪用されないために禁止事項を明記することを要望する。

農地台帳の地図情報の関係についてですが、こちらについては、事務的な問題が多いことから、要望書ではなく、個別に農林水産省と協議すべき案件だと考えます。

同様の相談が、他の振興局管内からも来ており、既に、農林水産省担当部署へ情報提供等を行っています。

#### 【日高地方農業委員会連合会からの意見⑧】

アフターコロナ軽種馬産地対策基金の設立について（新規）  
軽種馬産地対策支援金として、JRAの第二国庫納付金の一部を財源とした基金の設立を要望する。

軽種馬の関係については、日本軽種馬協会等を通じて要請してください。

### 【渡島地方農業委員会連合会からの意見①】

大間原子力発電所について

函館市をはじめ道南地域は、建設中の大間原子力発電所から遮蔽物のない津軽海峡の対岸に位置しており、最短で23kmしか離れておらず、福島第一原発事故に見られるように万が一重大事故に至っては、農地汚染による農産物の出荷停止や作付制限が永年にわたって続き、農業の崩壊さらには、水産業に大きな影響を受けることになる。

よって、道南地域における農業の振興、農業者の生活や安全で安心な農作物の供給を守るため、即時に建設を無期限凍結とすることを求める。

(2) 原子力発電と核廃棄物について

本道は、一次産業を基幹産業として観光業や食品加工業など幅広い関連産業と深く結びついて発展してきた。

原子力発電や核廃棄物等において、事故・災害が発生した場合、基幹産業である一次産業をはじめ、観光業等においても甚大な被害をもたらすことから、原子力発電の稼働・建設、核廃棄物の処理等の判断については、慎重に行うこと。

としております。

大間原発については、工事の再開について2年間の凍結が決定しております。

なお、原発については、強く言い過ぎると、再生エネルギーへの転換、農地等におけるソーラーパネルの設置等に繋がる可能性もありますので、慎重に行うことと表現しております。

### 【渡島地方農業委員会連合会からの意見②】

国際貿易政策の万全な対応について

TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPAほか、令和2年11月に各国が署名したRCEP（東アジア地域包括的経済連携）など、他国との通商政策が進んでいる状況にあるが、食の安全・安定供給、食料自給率の向上は重要であることから、地域経済へ及ぼす影響を把握し丁寧な説明と経営の安定に資する対策の措置を求める。

既に要望項目としております。



### 【渡島地方農業委員会連合会からの意見③】

担い手の育成と経営支援対策の強化について

(1) 経営所得安定対策の対象作物が、限定的であることから、畑作物の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴薯、そば、なたねのみならず、農産物全般について弾力的な運用ができるような制度を再構築し、地域の実情を考慮した支援策を求める。

(2) 燃油、肥料、輸入飼料等の農業生産に必要な資材等について、価格と供給の安定対策の一層の強化を求める。

(3) 担い手・後継者が安定的な農業経営が行えるよう、農業後継者の定着を目指した支援施策の強化・拡充を求める。

(4) 畜産業の持続的な経営のため、酪農ヘルパーの人材育成、酪農ヘルパー組合の安定的運営にかかる負担軽減支援について十分な予算確保を求める。

(5) 有害鳥獣の適正な駆除のため、鳥獣被害防止対策に係る事業の一層の強化・拡充を求める。

(6) 荒廃農地の解消及び発生防止にも効果が見込まれ、地域農業の振興につながるコントラクター事業の推進について、事業者や作業受託者等への支援施策の強化・拡充を求める。

(7) 農業用機械等導入への各種支援事業について、十分な予算を確保するとともに、新たな採択基準等を検討し、担い手が活用しやすい施策を求める。

(1)

経営所得安定対策では、生産条件不利補正対策として構築されている制度です。

また、国産の畑作物の保護のために構築された制度でもあります。  
国産比率 小麦14%、大豆28%、砂糖類32%、その他23%  
野菜75%

そのため、経営所得安定対策に他の農産物を含めることは制度の趣旨と異なると考えられます。

また、農産物全般とした場合、現在の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法、野菜生産出荷安定法などに影響を及ぼす可能性があります。

(2)

軽油取引税の課税免除の特例については、既に適用期間を3年間延長することが決定しております。

そのため、要望する時期ではありません。

肥料・輸入飼料等については、「配合飼料価格安定制度」や「国産飼料増産対策」も講じられております。

(3) 後継者へ事業承継するための個人版事業承継税制が令和元年度に構築されております。

農業次世代人材投資事業において、所得制限が課せられていますが、これは、早期に後継者等が自ら所得の確保を行うことを促すためとされています。

後継者の定着のために支援し続けるのではなく、後継者が支援なしで自律できる経営となるような支援の在り方が必要と考えます。

(4) 酪農ヘルパー組合の支援については、基金化されていますので、単年度の予算確保が必要な状況ではありません。

(5) 鳥獣被害防止対策については、【その他】1.鳥獣被害対策の拡充・強化として要望項目にしております。

### 【渡島地方農業委員会連合会からの意見③】

担い手の育成と経営支援対策の強化について

(1) 経営所得安定対策の対象作物が、限定的であることから、畑作物の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用馬鈴薯、そば、なたねのみならず、農産物全般について弾力的な運用ができるような制度を再構築し、地域の実情を考慮した支援策を求める。

(2) 燃油、肥料、輸入飼料等の農業生産に必要な資材等について、価格と供給の安定対策の一層の強化を求める。

(3) 担い手・後継者が安定的な農業経営が行えるよう、農業後継者の定着を目指した支援施策の強化・拡充を求める。

(4) 畜産業の持続的な経営のため、酪農ヘルパーの人材育成、酪農ヘルパー組合の安定的運営にかかる負担軽減支援について十分な予算確保を求める。

(5) 有害鳥獣の適正な駆除のため、鳥獣被害防止対策に係る事業の一層の強化・拡充を求める。

(6) 荒廃農地の解消及び発生防止にも効果が見込まれ、地域農業の振興につながるコントラクター事業の推進について、事業者や作業受託者等への支援施策の強化・拡充を求める。

(7) 農業用機械等導入への各種支援事業について、十分な予算を確保するとともに、新たな採択基準等を検討し、担い手が活用しやすい施策を求める。

(6) コントラクターへの支援については、【人と農地に関する課題の解消】3. 担い手の育成対策の強化において要望項目にしております。

(7) 各種支援事業の予算の確保については、【農業経営に関する支援】1. 経営安定対策(1)において、関連予算の確保という形で要望書に入れております。

採択基準について、要望を行うためには、具体的にどの基準が問題なのかを精査する必要があります。

また、それが、全道的な問題なのか、地域的な問題なのかを精査する必要があります。

また、補助事業は、政策目的・目標があって構築されています。そのため、採択基準もその目標を達成するために作られています。どのような目的で、農業用機械等を導入するのかということも明確にする必要があります。

#### 【渡島地方農業委員会連合会からの意見④】

農地政策の充実・強化について

当面受け手のいない農地の保全管理の取組および再生利用可能な荒廃農地の再生に係る取組に対する支援について、十分な予算を確保するとともに、地域の実情に応じて、補助率や対象農地等の要件の緩和や、支援の拡充を求める。

荒廃農地を復元するための補助事業は、平成28年度を持って廃止されております。

なお、令和3年度から、農山漁村振興交付金のうち最適土地利用対策に、耕作放棄地を復元するための事業メニューが創設されましたので、ご確認ください。

#### 【渡島地方農業委員会連合会からの意見⑤】

食の安全・安心の確保について

食の安全確保と農業経営安定のため、以下の点を求める。

(1) 残留農薬解消技術の開発や国内外で残留基準が設定されていない農薬に対する一律基準の品目に対する適正な見直しを行っていくこと。

(2) 農薬の飛散防止技術の調査研究および農薬の適正使用に関する指導や普及に努めること。

(3) 輸入食品の検疫体制を強化するとともに、未承認遺伝子組み換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないように厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。

技術的な見識が農業会議にはありませんので、要望項目としては困難であると考えます。

なお、北海道庁の要望書には、残留農薬・未承認遺伝子作物の関心の要望項目があります。

また、農林水産省では、新規試験研究課題を募集しております。

道においても、北海道立総合研究機構においても同様に試験研究の要望等も行っておりますので、そちらで対応をお願いします。

### 【渡島地方農業委員会連合会からの意見⑥】

耕作放棄地の解消に伴う農地中間管理事業について

耕作放棄地の解消については、農地利用最適化に向けた喫緊の課題であることから、現在、北海道農業公社が独自事業として実施している農用地等の保全管理実証モデル事業の制度化を求めます。

令和3年度から、農山漁村振興交付金のうち最適土地利用対策に、耕作放棄地を復元するための事業メニューが創設されましたので、ご確認ください。

### 【渡島地方農業委員会連合会からの意見⑦】

新規就農者に対する支援の充実について

- ・農業次世代人材投資事業の十分な予算確保を要望する。
- ・農業次世代人材投資事業の要件見直し（拡充）を要望する。
- ・新規学卒就農やUターン就農を増やすための仕組み作りに対する支援事業の創設を要望する。
- ・新規就農者を受け入れる体制作りに対しての支援事業の創設を要望する。

【人と農地に関する課題の解消】3. 担い手の育成対策の強化（4）に新規要望項目を追加しました。

### 【渡島地方農業委員会連合会からの意見⑧】

農業経営に対する支援について

- ・経営所得安定対策の十分な予算確保を要望する。
- ・農業用機械等導入への支援事業について、十分な予算確保を要望する。
- ・農業用機械等導入への支援事業について、採択基準を見直し、担い手が活用しやすい内容にすることを要望する。
- ・ビニールハウス等の施設整備への支援の充実を要望する。
- ・地域の実情に合わせた事業要件の緩和を要望する。

各種支援事業の予算の確保については、【農業経営に関する支援】1. 経営安定対策（1）において、関連予算の確保という形で要望書に入れております。

採択基準について、要望を行うためには、具体的にどの基準が問題なのかを精査する必要があります。

また、それが、全道的な問題なのか、地域的な問題なのかを精査する必要があります。

**【渡島地方農業委員会連合会からの意見⑨】**

農業農村整備事業の拡充と予算の確保について

- ・ 農業農村整備事業について、引き続き農村現場の要望に応える十分な予算確保を要望する。
- ・ 農地耕作条件改善事業について、引き続き農村現場の要望に応えられるよう、十分な予算確保を要望する。

【人と農地に関する課題の解消】 2. 農業生産基盤の強化

(1) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保 を

(1) 農業農村整備事業**等**の拡充と予算の確保 に変更します。

**【渡島地方農業委員会連合会からの意見⑩】**

大間原子力発電所について

現在、建設が進められている大間原子力発電所の建設の凍結を求めます。

【渡島地方農業委員会連合会からの意見①】 のとおりです。

**【渡島地方農業委員会連合会からの意見⑪】**

担い手等（新規就農希望者）対策の強化

国及び都道府県による新規就農希望者等の宿泊研修施設の整備

農山漁村振興交付金に、生活環境施設の整備に関する支援メニューが既に存在しています。

### 【渡島地方農業委員会連合会からの意見⑫】

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）の継続と拡充について

所得や面積の拡大が出来ない農業者への補助（補助率3/10以内）

現状、担い手確保・経営強化支援事業では、採択基準のボーダーが高く所得を40%向上（採択ポイント高配点）させなければならぬ状況となっている。

「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年）という通達があります。

汎用性のある機械への補助、ハウスなど個別経営の施設に関する補助は、禁止されています。（共同利用は除かれています。）

そのため、各補助事業では、事業の成果目標、政策目標を掲げた上で、本通達を特別に適用除外として実施している状況にあります。

従って、全道の要望書において、施設の単純更新のための補助を要望項目とすることは困難と考えます。

### 【渡島地方農業委員会連合会からの意見⑬】

鳥獣被害防止対策の規制緩和について

道南地域は、北海道に生息するヒグマの3大生息地（大雪・知床・道南）のひとつとされています。

特に道南地域は、他の2大生息地とは異なり、ヒグマの生息域と人の生活圏が密着しており、農地（畑等）に出没するヒグマによる農業被害は、年々増大し、両者の間には著しい軋轢が生じています。

このことから「くくり罠」使用による有害駆除許可の更なる緩和措置を望むものであります。

【その他】1 鳥獣被害対策の拡充・強化において、既に要望項目としております。

市町村が「鳥獣被害対策実施隊」を設置した場合は、罠の設置等への活動経費に対する8割が特別交付税措置されますので、市町村との協議も必要となります。

また、平成26年には、わな猟の免許取得年齢の引き下げも行われております。

具体的に何を緩和して欲しいのか明記していただく必要があります。

### 【渡島地方農業委員会連合会からの意見⑭】

農業・農村活性化対策について

「地域を支える多用な農業経営体の重要性」に併せた長期的・総合的視点から、多様な農業経営の重要性をしっかりと位置づけ、着実な食料自給率向上政策の強化を求める。

令和3年1月25日開催された食料・農業・農村政策審議会企画部会において、「農林水産政策の新たな展開方向」が示されています。展開方向では、人口減少等の対応した関連施策の見直しを令和3年6月までに行うとされており、多様な人材の確保などについても言及されています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、農産物を国産にシフトする方向とされています。令和3年度予算は、それに対応した内容となっております。農業会議の要望書もこうした背景を反映して作成しております。

### 【渡島地方農業委員会連合会からの意見⑮】

国際貿易協定（TPP11）に係る緊急輸入制限措置の発動基準数量の見直し協議の実現について

環太平洋連携協定（TPP）、欧州との経済連携協定（EPA）さらには米国との日米貿易協定の発効、更には東南アジアを中心としたRCEP（地域的な包括的経済連携）署名式が2020年11月15日に行われるなど巨大経済圏を引き続き誕生させ、国内農業はかつてない規模の市場開放にさらされようとしている。

政府は競争力強化や輸出拡大な国内対策を措置しているが、生産現場の不安・懸念は深い。

特にTPPにおいては、緊急輸入制限措置（セーフガード）の発動基準数量が、米国の復帰を見込んだままの輸入量を含めて設定されており、その後米国がTPPから抜けたため発動基準数量が実体より大きく設定されたままであり、緊急輸入制限措置（セーフガード）が十分機能する状況ではない。

【国際貿易協定等における基本的な姿勢について】において、要望項目としております。

なお、日米間のセーフガードについては、前年実績より低い水準に設定されております。

そのため、米国からの農産物の輸入が前年実績を上回った場合、セーフガードが発動する仕組みとなっています。

TPP11においては、ご指摘のとおり、米国枠がそのままとなっておりますが、現在のところ、輸入が急増している状況ではありません。

新型コロナウイルスの影響により、令和3年度も輸入が急増するとは考えられない状況です。

また、TPP11においては、2023年までに協定の修正を協議する方向で、修正されれば、TPP11のセーフガード枠に米国も入ること、日米間では合意されている状況です。

そのため、各協定における影響について、引き続き検証するとともに、対策予算の中長期的な確保を引き続き求める方向とします。

### 【渡島地方農業委員会連合会からの意見⑯】

経営体育成支援事業の要件緩和について

既存農家が農業用機械を買い替える場合に、ポイントの不足等によって当事業を利用できないケースが多々あることから、該当要件の緩和等を要望します。

「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年）という通達があります。

汎用性のある機械への補助、ハウスなど個別経営の施設に関する補助は、禁止されています。（共同利用は除かれています。）

そのため、各補助事業では、事業の成果目標、政策目標を掲げた上で、本通達を特別に適用除外として実施している状況にあります。

従って、全道の要望書において、施設の単純更新のための補助を要望項目とすることは困難と考えます。

**【渡島地方農業委員会連合会からの意見⑰】**

農業次世代人材投資事業資金の要件緩和について  
農業次世代人材投資事業資金に係る要件のさらなる緩和について要望します。

理解できる内容です。

しかし、農林水産省の担当責任者より、本事業を活用する者は、支援が必要な農業者であるが、いつまでも支援が必要という状況では、その時点で農業経営が成立してないことになる。

そのため、早期に本事業の所得制限を超えていただいて、卒業いただき、自立できる経営に育っていただくことが必要。

本事業は、自立できるまでの支援でしかなく、継続的に支援するものではないという観点で制度設計している。

と言われております。

従って、要望項目とするためには、要件緩和が必要な正当な理由が必要となりますので、十分に検討することが必要です。

**【渡島地方農業委員会連合会からの意見⑱】**

鳥獣被害対策について

- 有害鳥獣の捕獲等に関する規制の緩和
- ハンター育成支援の強化

【その他】 1 鳥獣被害対策の拡充・強化において、既に要望項目としております。

**【渡島地方農業委員会連合会からの意見⑲】**

新規就農者の農地取得に対する支援

新規就農者の農地取得支援施策の拡充

- ・ 農地保有合理化事業における貸付期間の延長
- ・ 土地購入時の借入資金への利子の無償化又は利子補給

【人と農地に関する課題の解消】

3 担い手の育成対策の強化

(4) 新規就農のための「レンタル農場制度（仮称）の創設」を追加しております。



## 【檜山地方農業委員会連合会からの意見①】

### 【農業生産基盤の強化】

#### (1) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保

##### 1 文言の追加

②作業効率の良い連坦した優良農地を確保するためには、そこに介在する離農者の廃屋・堆肥盤・サイロ等の撤去が必要な場合があり、所有者が処分することが原則となっているものの、既に離農している所有者はそれらを含めて譲渡するケースが多い。その結果、優良農地の確保に踏み切れないケースが今後増えていくことが予想される。

優良農地確保の際に農業用施設の処理費用に対する新たな事業の創設を検討いただきたい。

④国の施策に基づき規模拡大・経営の効率化を行ってきた本道においては、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件に満たない地域が多く、また個人負担も重いことから事業の利用に踏み切れない状況がある。採択要件を見直して地域の実態に即したものとすること。

### 空知①

空き家対策と区別するために、表現を修正しています。

機構関連事業については、基盤整備に係る個人負担はありません。

恐らく、10年以上の貸借という部分かと思われませんが、【人と農地に関する課題の解消】1、優良農地の確保（2）農地中間管理事業と特例事業の推進において、中間管理事業から特例事業へのスライドを要望しております。

## 【檜山地方農業委員会連合会からの意見②】

### 【北海道農業の維持発展に関する対策の拡充】

#### (4) スマート農業のための環境整備

##### 1 文言の追加

スマート農業技術の導入に際しては、機械等の購入経費の外に、資格・免許取得費用が伴い、担い手の新たな負担となっているため、それらに対する支援について検討すること。

農作業の省力化による農業生産性の向上や、農畜産物の販路拡大を図るために、高速度ブロードバンドの普及に向けた支援をすすめること。

また、災害等に強い強靱なスマート栽培施設の設置に向けた支援をすすめること。

令和2年度第2次補正予算により総務省事業として、情報通信ネットワークの整備として502億円が措置され、光ファイバーの整備への支援が行われています。

これにより、全国の市町村の市街地、住宅までの光ファイバーの整備が完了する予定とされています。

そのため、今後の通信環境の整備については、ほ場部分への電波の整備と敷設された光ファイバーへの維持管理が必要となりますので、要望内容をそのように変更します。

資格、免許取得への支援については、個人に帰属するものであることから、要望事項としてはなじまないと考えます。

### 【上川地方農業委員会連合会からの意見①】

国際交渉における基本的な姿勢について

政府は国民に対して、農業・農産物を含む他国との協定交渉の説明責任を果たすことと、国民が確実に納得できるよう十分な情報提供と審議過程の対応を進めること。

また、国の食料・農業・農村基本計画の理念に基づく、恒久的な法制度と安定的な財源の確保、これまでに締結された協定によって上川地域の特性を生かした農業の増進が図られ、持続的発展に支障を及ぼすことがないように必要な措置を講ずること。

【国際貿易協定等における基本的な姿勢について】において、要望項目としております。

### 【上川地方農業委員会連合会からの意見②】

農政の確立について

国民の食料を安定的に供給できる農業構造の構築と国に基づいた食料戦略が不可欠であるとともに、地域の実情に即した農地の利用集積に取り組む農政を確立することが重要である。

また、育成する担い手が長期的に安心して農業を行うことができる政策の継続的な安定が必要である。このことから、農業所得の十分な確保が実現できるよう中期及び長期を見通した農政の基本を確立すること。

【基本農政の確立】において、要望項目としております。

### 【上川地方農業委員会連合会からの意見③】

地域の実態に即した担い手への農地集積支援対策等の推進について

上川地域の担い手への農地集積が進んでいるが、相続未登記や相続放棄等により、利用が困難となる農地が増加しているのが現状である。

このことから、担い手への農地集積支援対策は、全国一律の仕組みを見直し、地域の実情に即した施策への転換と確立を図ること。

(1) 農業者への農業生産を目的とした農地の所有権移転の促進  
経営の安定化、不在地主による耕作放棄地の未然防止を図るためには、担い手への所有権移転による農地集積の促進が重要である。

また、離農による農地処分にあたり、速やかに農業者への所有権移転が必要であり、引続き、譲渡所得税の特別控除額の優遇措置を図ること。

#### (2) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保

食料自給率の向上をはじめとして新たな「基本計画」の高い目標を達成し、競争力ある農業を実現するためには、生産性の向上、基盤整備事業を計画的に進めることが必要であり、農村現場の要望に応えるよう予算を確保すること。

また、国営農地再編整備事業については、上川地域の多くの市町村が取り組み、積極的な事業推進のため十分な予算措置を確保すること。

(1) については、【人と農地に関する課題の解消】 1. 優良農地の確保において、要望項目としております。

なお、農地の譲渡所得税の特別特別控除については、租税特別措置法において、時限立法ではなく、恒久的制度となっております。

#### 租税特別措置法

第34条の3第2項第1号（個人の800万円控除）

第65条の5第1項第1号（法人の800万円控除）

第34条の2第2項第25号（個人の1,500万円控除）

第65条の4第1項第25号（法人の1,500万円控除）

第34条第1項（2,000万円控除）

(2) については、【人と農地に関する課題の解消】 2. 農業生産基盤の強化において、要望項目としております。

#### 【上川地方農業委員会連合会からの意見④】

担い手の育成と経営支援対策の強化について

##### (1) 後継者の対策について

後継者が親から経営継承を受けるにあたり、負債がある場合一定の事業継承については、対策が講じられたところであるが、負債を継承することにより、経営の安定に支障が生じる可能性があり、負債を譲渡した親は、負債のみが残り、経営の譲渡を受けた後継者は贈与税の対象となる。これらのことから、担い手の経営安定と育成を可能にすることを目的とし、親子間売買は、課税の特別措置と、スーパーL資金の無利子化の適用等について検討すること。

また、新規就農、Uターン就農の支援する仕組みを検討し、機械の購入時の補助率のアップや融資要件の緩和、拡充を含めた新たな総合的な支援事業の創設をすること。

##### (2) 経営所得安定対策について

担い手農家の経営安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する交付金と農業者の拠出を前提とした農業経営の対策に実施しているところであるが、食料自給率、食料自給力の維持向上を図るため、戦略作物の本作化を進め、水田活用の直接支払交付金の実施など、需要に応じた生産促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定対策を強化すること。

##### (3) 鳥獣被害対策について

鳥獣被害対策は、法令や補助事業等の整備による改善・拡充が図られているが、道では被害額は減少しているものの、上川地域では依然として、ヒグマ、鹿による被害が大きく、農作物の食害を防ぐため、電気牧柵等の設置及びハンターの育成支援の予算確保と対応の拡充により、国は市町村の負担軽減を図ること。

また、アライグマの生息地域の拡大による被害拡大が懸念されており、あわせて捕獲方法の周知を含め安心して農作業ができる環境の対応を図ること。

(1) については、個人版事業承継税制を検証した結果、負債についても引き継ぎができることが判明しました。  
そのため、要望項目からは除外しております。

新規就農については、【人と農地に関する課題の解消】3. 担い手の育成対策の強化において、要望項目としております。

(2) については、【農業経営に関する支援】1. 経営安定対策において、要望項目としております。

(3) については、【その他】1. 鳥獣被害対策の拡充・強化において要望項目としております。

#### 【上川地方農業委員会連合会からの意見④】

担い手の育成と経営支援対策の強化について

(4) 農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について  
上川地域の、農業者年金制度の政策支援加入については、保険料額の特例はあるが、経営主、その配偶者、並びに経営主の直系卑属に対してのみ適用されているので、農業経営における男女参画の観点から、経営主の直系卑属の配偶者を政策支援の対象とすること。

(5) スマート農業のための環境整備

上川地域に限らず全国各地で、農業を取り巻く情勢については、農業従事者の高齢化及び新規就農及び農業後継者不足などから、年々農業従事者が減少している状況であり、地域内における農地集積など多くの課題が残されている。

事業実施により、労働力の削減が図られ、そのことにより、他品目の導入や更なる農地集積が見込まれ、結果、販路拡大等スマート農業の導入を図る農業者に向けた支援を強化すること。

(4) については、【農業経営に関する支援】 2. 農業者年金制度において、要望項目としております。

(5) については、【その他】 1. スマート農業のための環境整備において、要望項目としております。

### 【上川地方農業委員会連合会からの意見⑤】

農業委員会組織の体制強化と予算の確保について

農業委員会は、農地法許可事務、農地の利用状況調査、利用意向調査、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である。市町村の財政状況に左右されず、農業委員会の事務局体制が確保できるように交付金を増額すること。

あわせて、改正農業委員会法による農地制度に係る適正な事務実施の一層の推進を図るとともに、担い手への農地集積、農地台帳の整備、遊休農地の解消、未然防止等の活動を一層強力に推進するため、機構集積支援事業の農業委員会関係予算を十分に確保すること。

【農業委員会関係予算の確保】において、要望項目としております。

### 【留萌地方農業委員会連合会からの意見①】

#### 【T P P等の貿易協定における対応について】

T P Pの参加を検討している国が複数あるが、加盟国が増えることによる農畜産物の輸入の総量が増えることは、日本の農業者の意欲を低下させるのみでなく、食糧需給率の低下を招き、不慮の事態が発生した場合を考慮した交渉が必要と考える。

#### (理由)

現在、T P Pについて英国が参加の申請を行っており、中国・韓国・台湾・タイなどが興味を示している状況である。

加盟国が増えることによる農畜産物の輸入の総量が増えることは、日本の農業者の意欲を低下させるのみでなく、食糧需給率の低下を招き、不慮の事態が発生した場合を考慮した交渉が必要と考えたため。



現行の要望書の表現で対応する。

#### 中国の現状

米・小麦・トウモロコシ・大豆については、ほぼ中国国内において自給できている状況にあるが、米の輸入量が増加し続けている状況。

中国における米の自給率は100%を割っている状況。

国境を接するベトナム、ラオス、ミャンマーなどからの密輸が増加しているとも言われる。

飼料作物については、国内生産が追いつかない状況といわれ、飼料原料の代替品として、大豆、コーリヤンなどの輸入が増加傾向にある。

#### イギリスの現状

1960年代にカロリーベースの自給率は現在の日本とつ同様に40%台で推移、70年代から90年代まで徐々に上昇するも100%を達成できていない状況。

#### 韓国の現状

カロリーベースで39%の食料自給率で、日本と同じくらいの状況

米を除くと、10.6%の食料自給率というデータもある。

#### タイの現状

穀物の自給率は、160%前後あるとされている。

しかし、タイで作付けされている米は、インデイカ米で長粒種が主体。

世界の米生産の85%を占める。

日本における需要は高くないと考えられる。

#### 台湾の現状

食料自給率は、カロリーベースで、30%台。

## 【留萌地方農業委員会連合会からの意見②】

### 【農地の集約化の促進について】

農地の流動化のため、農地の賃貸解消のため支援策を講じ、農地の集積・集約化を図りたい。

#### (理由)

農地の賃貸は、農地価格が高い時代の単価設定が継続されており、農業経営を圧迫しているため。



要望書に反映しない。

## 【留萌地方農業委員会連合会からの意見③】

### 【担い手の育成・確保の強化】

新規就農者の受入のため、新規就農者の募集体制の充実とともに、地域おこし協力隊制度の活用を支援されたい。  
また、新規参入者を誘導するためには、住宅の環境整備が喫緊課題である。研修施設の整備に対して支援されたい。



要望書に反映しない。

### 【人と農地に関する課題の解消】

#### 3 担い手の育成対策の強化

(4) 新規就農のための「レンタル農場制度（仮称）の創設」追加

「農地関係事務に係る処理基準について」では、地域の実勢の借賃に比べて著しい引上げをもたらすおそれのある権利取得と認められる場合は、「地域調和要件」を満たさないとされています。

これは、借賃の著しい引上げが行われた場合、営農する者の経営に影響を及ぼし、再生産が困難になることからと考えられます。

そのため、借賃を引き下げる場合は、これに当たらないと考えられますので、農地制度の問題ではありません。

農業委員会単独で、借賃の引き下げを行っていくことが困難な場合は、農地中間管理事業を活用して、第三者が入ることによって、引き下げを徐々にしていくなど工夫をしていく必要があると考えます。

また、所有権移転の促進については、既に要望項目としております。

多様な担い手の確保を含め、新規就農者の就農体制の構築のため、新たな要望項目を作成しました。

地域おこし協力隊制度を前面に出した場合、「農業人材力強化総合支援事業」とバッティングします。

それぞれの制度を活用できる環境が必要と考えます。



**【留萌地方農業委員会連合会からの意見④】**

**【スマート農業のための環境整備】**

スマート農業の普及のため通信環境整備について支援されたい。

【その他】 3 スマート農業のための環境整備において、既に要望項目としております。

新型コロナウイルス対策により、光回線の敷設等が進んでいる地域もありますが、全道的に見た場合、まだ十分とは言えない状況にありますので、要望項目としております。

**【留萌地方農業委員会連合会からの意見⑤】**

**【獣害対策の充実】**

シカ・アライグマ等の農作物被害は、いまだ増加傾向にある。被害防止対策のため、電牧柵等に支援されたい。

【その他】 1 鳥獣被害対策の拡充・強化において、既に要望項目としております。

市町村が「鳥獣被害対策実施隊」を設置した場合は、活動経費に対する8割が特別交付税措置されますので、市町村との協議も必要となります。

**【留萌地方農業委員会連合会からの意見⑥】**

**【関係人口の創出】**

都市と農村部双方のニーズを満たす関係人口創出の構築に支援されたい。

**【人と農地に関する課題の解消】**

3 担い手の育成対策の強化

(3) 農作業受託組織等への支援

(4) 新規就農のための「レンタル農場制度（仮称）の創設」

を追加しております。

### 【宗谷地方農業委員会連合会からの意見①】

【近代的・魅力的な農業の情報発信の強化について】（新規）農業経営に意欲を持つ人材確保のためには、昨今の近代的農業の実態や農業の魅力を伝えるなど、情報発信の強化のための財政的な支援が必要である。



既に予算化されていることから、要望書に反映しない。

- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（骨太の方針）において、国内の生産基盤を維持・強化が位置づけられている。
- これを受けて、令和3年度予算では、「食料自給率の向上と国産農産物の振興対策」として
  - ① 食料安全保障の確立に向けた新たな国民運動推進事業
  - ② 食育の推進と食文化の保護・継承
  - ③ 地域食農連携プロジェクト推進事業などが措置されている。
- また、国産農産物の生産基盤の維持・強化のため、
  - ① 畜産・酪農経営安定対策
  - ② 果樹支援対策
  - ③ 花き支援対策
  - ④ 養蜂等振興強化推進事業
  - ⑤ 畜産経営体生産性向上対策
  - ⑥ 「麦・大豆増産プロジェクト」の推進など、国産農産物の生産強化に関する支援が目標年度を定めて、構築されている。  
目標年度が定められたということから、その目標年度（R12）まで支援が継続されると思われる。

## 【宗谷地方農業委員会連合会からの意見②】

### 【小規模家族経営の維持継続のための支援の強化について】 (継続)

小規模農業経営体の維持継続を持続可能なものとするために機械、施設などへの支援、中古機械購入などの条件緩和、申請手続きの簡素化などの対策を強化することが必要である。

- 令和2年2月に公表された、【総合的なTPP等関連政策大綱に基づく農林水産分野の対策】（農林水産省）より、「中小・家族経営に配慮して、創意工夫を最大限発揮できる環境を整備」とされた。
- そのに基づき、産地生産基盤パワーアップ事業や畜産クラスター事業等において、中小・家族経営の使い勝手がよくなるように、要件の見直しが行われている。
- その一方で、中古農業用機械等については、新品と比較して、廉価であること、取得後の耐用年数が短い（通常2年）ことから、対象とする必要性が乏しいとされている。
- 本来、農業用機械については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日57予第401号 通達）により、共同利用機械に限り補助対象とするとされている状況にある。
  - ※ 近年の畜産クラスター事業などは、本通達について適用除外としている。
- 農業用機械・施設の共同利用以外での補助については、既に特例扱いとなっている状況にある。
  - また、耐用年数の短い中古については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律・農林畜水産業関係補助金等交付規則の基準に耐用年数が満たない状況にある。
- そのため、中古機械については、補助事業の費用対効果と併せて検討する必要があるため、今回の要望項目とはせず、理論等を整理した上で対応を検討する必要がある。

### 【宗谷地方農業委員会連合会からの意見③】

#### 【新規就農対策の強化について】 (継続)

継続的な強い農業の実現に向けては、担い手不足の深刻化や高齢化が進む中、青年新規就農者を増加させる施策が不可欠である。しかしながら今後、後継者のいない高齢農業者の離農がさらに増加傾向と予想されることから、農村活力の低下・地域の崩壊を食い止めるためにも、国の新規就農総合支援事業（青年就農給付金）や農業経営移譲事業の拡充など、新規就農者対策の一層の強化を要望する。

### 新規就農のための「レンタル農場制度（仮称）」の創設

農業経営を行う者を確保するためには、従来の新規就農に加え、手軽に農業経営を開始できる仕組みを構築することが必要である。また、新規就農者にとっては、農地や農機具等の多大な投資が必要となることが課題の一つである。

農地については、農地中間管理事業等を活用することによって、投資額を抑制することが可能となるが、所有者の意向によって安定的な農業経営を構築することが困難となるケースも想定される。そのため、新規就農者が貸借による安定的な農業経営を構築するため、また、多様な人材を確保する観点から、リモートワーク等により地域へ移住した者の副業の推進するために、市町村等が農地及び施設・農機具等を所有して貸借する「レンタル農場制度（仮称）」を創設すること。

また、新規就農時点において、農地の取得の意向が確定していない場合は、農地中間管理事業の特例事業を活用し、当該農地の売渡時点において、レンタル農場として市町村等が取得する、又は新規就農者が取得することを選択できるようにすること。

### 【宗谷地方農業委員会連合会からの意見⑤】

#### 【農業者の生活安定のための酪農ヘルパー事業の推進について】 (継続)

酪農者の経営と生活安定を図るために補助する事業の一つでもある酪農ヘルパー事業であるが、農業者の休日・冠婚葬祭・旅行・所用等を安定して取れるようにヘルパー利用組合の事業の充実（人員の増員・補助金の増額）が必要である。また、市町村から支出している酪農ヘルパー事業補助金についても、高額の補助をしている状態である。このため、ヘルパー事業の改善・拡大とともに、補助制度の更なる検討を要望する。

### 農作業受託組織等への支援

基幹的農業従事者の減少と高齢化が進展する中において、農作業受託組織等においても人材確保を行うことは喫緊の課題である。新型コロナウイルス感染症の影響で、リモートワーク等により地域へ移住する者も存在していることから、こうした人材を確保することも必要となると考えられる。

そのため、リモートワークにより地域へ移住した者等の副業の選択肢となるよう、農作業受託組織等が短期雇用など柔軟な雇用体制を整備し雇用した場合において、農作業受託組織等への運営を支援する仕組みを構築すること。

#### 【宗谷地方農業委員会連合会からの意見④】

##### 【鳥獣被害対策の強化について】

(継続)

鳥獣被害対策をさらに推進するため「鳥獣被害防止総合対策交付金」の予算を拡充すること。

平成19年に制定された「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」に基づき実施している鳥獣被害防止対策について弾力的な運用ができるような対策を講じる必要がある。

また、平成27年の鳥獣法改正により夜間銃猟等一部緩和されたが、ハンターの確保と育成に関してどの自治体も苦慮しているため、引き続き必要な対策を講じることを要望する。

【その他】1 鳥獣被害対策の拡充・強化において、既に要望項目としております。

市町村が「鳥獣被害対策実施隊」を設置した場合は、活動経費に対する8割が特別交付税措置されますので、市町村との協議も必要となります。

#### 【宗谷地方農業委員会連合会からの意見⑥】

##### 【産業動物診療獣医師の確保について】

(継続)

家畜の飼養頭数の維持・拡大、個体能力の向上や集約的な畜産経営の進展が見込まれる中、地域産業動物医療の提供体制の整備と処遇改善等による獣医師の確保を望む。

【その他】2 産業動物に従事する獣医師の確保対策において、既に要望項目としております。

### 【宗谷地方農業委員会連合会からの意見⑦】

【農業農村整備事業の推進と土地改良事業予算の確保について】  
(継続)

農業農村整備事業は、農業生産力を支える重要な役割を持っており、生産性の向上を図るうえで基盤をなす農作業道整備や排水路整備及び暗渠排水整備など土地改良事業を継続的かつ安定的に実施することが不可欠であるため、必要な予算措置を要望する。

また、TMRセンターやコントラクター等を活用した自給飼料生産のコスト削減が可能となる生産性の高い農業基盤の形成と、担い手への農地集積・集約化を行なう農業農村整備事業の推進を強く要望する。

【人と農地に関する課題の解消】 2 農業生産基盤の強化において、既に要望項目としております。

### 【宗谷地方農業委員会連合会からの意見⑧】

【農業者年金の適用要件の拡充について】  
(継続)

農業後継者の配偶者や新規就農者に対する政策支援の拡充など、農業者年金の適応条件の拡充を要望する。

【農業経営に関する支援】 2 農業者年金において、既に要望項目としております。

**【宗谷地方農業委員会連合会からの意見⑨】**

【「農の雇用事業」の期間の延長と見直しについて】  
(継続)

農の雇用事業の現行2年間では期間が短く、新規就農するための農業技術や経営のノウハウの習得などが困難であることから、優良な人材育成の観点からも適用期間の延長が必要である。また、4月1日からの研修期間区分が設定されておらず、新卒者等に対応可能な研修期間区分が必要である。

農の雇用事業における研修期間は、市町村段階で一般的に行われている新規就農希望者の研修期間が2年間であることに起因します。

2年の研修期間が短いとした場合、従来の市町村段階での新規就農者の研修期間との関係から自己矛盾が生じます。

4月1日からの研修期間区分の設定については、理解しますが、補助事業である以上、年度の枠を原則超えることができません。

また、農の雇用事業では、無期限の雇用が前提となっておりますので、仮に、6月から研修が始まって、翌々年の5月までが研修期間となり、丸2年の助成期間を確保することが可能です。

4月採用で2年経過後に研修が不可能とした場合、4月から2年間の有期限雇用であるということになりますので、要望項目としては適さないと考えます。

**【宗谷地方農業委員会連合会からの意見⑩】**

【農業者の雇用確保に向けた住宅建設に対する支援について】  
(継続)

農業者が従業員を確保するための住宅建設に係る費用に対する支援を要望する。

農山漁村振興交付金に、生活環境施設の整備に関する支援メニューが既に存在しています。

**【宗谷地方農業委員会連合会からの意見⑪】**

**【農業機械などのICT化への対応について】**  
(継続)

搾乳ロボットなどの導入は、農作業の省力化や高度な精度が求められる作業での活用が見込まれるが、故障やトラブルに対応出来る人材が不足しているため、専門的な技術者の確保等メンテナンス体制の確立について要望する。

搾乳ロボットにおけるメンテナンス技師等の問題は把握しておりますが、高額な搾乳ロボットの販売を行う業者への支援を行うことに疑問があります。

搾乳ロボットの販売を行う以上、メンテナンスの提供を行うのは、販売業者の責務であり、国費要望により対応するものではないと思われます。

**【宗谷地方農業委員会連合会からの意見⑫】**

**【国有地等の売払いについて】**  
(継続)

地籍調査において、「国」表示で処理した基線・号線等の国有地(普通財産)のうち、現況農地については、買受希望者が現れた場合に、売渡しが迅速に行えるよう、表示登記をすること。

国有地の場合、地番が存在しません。

そのため、売渡のために表示登記するのではなく、売渡後に表示登記を行うものではないでしょうか？

従って、売渡が迅速に行えるように表示登記を求めることは、できません。



## 【オホーツク農業委員会連合会からの意見①】

### 【農地の流動化の支援について】

今後、高齢化等により農地の流動化、戸当経営面積の増加が見込まれるところであり、法人及び家族経営体への集積化を図るため地域集積協力を要望する。

また、後継者が就農しやすい環境づくり、今後も規模拡大を図る家族経営体に対する使いやすい支援を要望する。

#### (理由)

農業者の高齢化や担い手不足により農家戸数が減少する中、担い手の経営面積は拡大し続けており、現状では経営規模の拡大を図ることは厳しい状況にある。

それらを解消するため、今後地域の担い手となる法人に対する地域集積協力の支給水準及び受け手への支援を復活し、新たな経営体の確立を図ることが必要である。

また、家族経営体については、後継者がいる場合は大型機械の購入などの支援の幅を広げていくこと、既存経営体においてもポイント数により段階的に補助率を可変させるなど補助要件の緩和を行うことにより、担い手となる経営体が増加するよう要望する。



要望書に反映しない。

機構集積協力金については、令和2年度より

- 集約化タイプが創設され、農地中間管理事業において、担い手同士による農地の権利設定においても地域集積協力が交付される仕組み
- 予算の配分については、従来の非担い手から担い手へ農地中間管理事業により権利設定された面積による配分方法を廃止

されております。

そのため、地域の担い手となる法人に対する地域集積協力の交付が可能となっております。

後継者が就農しやすい環境づくりについては、令和2年度より「個人版事業承継税制」が創設され、一定の手続きを経て、後継者へ農業用資産（減価償却資産・負債）を贈与した場合、実質的に贈与税の納税が免除される仕組みが構築されています。

後継者がいる場合にポイントをとのことですが、

- ① 60代の経営者で後継者がいない。
  - ② 30代の経営者で後継者がいない。
- という場合において、両方ともポイントを稼げないこととなります。

そのため、②に該当する方が、不利になる可能性があります。

## 【オホーツク農業委員会連合会からの意見②】

### 【鳥獣被害対策の強化について】

#### ①休猟区や国有林内での捕獲等の規制緩和

##### (理由)

北海道内の鳥獣による農作物被害は年々増加しているところである。

特にエゾシカの急増により、農業被害が甚大な状況にあり、営農継続に支障を来している状況にある。

現在、電気柵など獣害防止策の設置が進められているところであるが、頭数の増加は大きな問題であることから、個体数を減らすための捕獲活動期間の延長、削減目標を明確にした対策を求る。

猟区の設定は、各都道府県で猟期の延長・短縮される仕組みとなっていることから、猟区については、国への要望事項としては、なじまないと考えられます。

##### 【参考】

- 水産林務部 鹿など
- 環境生活部 熊・外来種

国有林内での鳥獣捕獲（有害鳥獣駆除及び狩猟）については、入林規制が行われている状況にありますが、「鳥獣の捕獲等のための入林」手続きを行うことにより可能とされております。

### 【オホーツク農業委員会連合会からの意見③】

#### 【農業分野における労働力の確保】

① 農業生産現場での労働力不足の解消のため、新型コロナウイルス感染症拡大影響による失業者などの労働力の確保

(理由)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、失業者が増加、農業生産現場では、外国人労働者の入国が制限されているため、労働力不足が深刻になっていることから、失業者と農業生産現場との労働力マッチングシステムの確立

### 【新型コロナウイルス感染症の影響緩和について】

2 農業分野における労働力確保

【人と農地に関する課題の解消】

3 担い手の育成対策の強化

において、一定程度要望項目としております。

失業者と農業生産現場との労働力マッチングシステムについては、ハローワーク、農業人フェア、担い手センター、民間の求人情報誌等での対応が可能です。

失業者を農業の生産現場へ取り組むためには、農業者サイドにおける雇用環境の整備や、他産業との格差の是正など雇用者側の努力も必要となります。

農業への労働力の流入については、農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、人口減少等に対応した関連施策を見直すことが決定されております。

【オホーツク農業委員会連合会からの意見④】

【ジャガイモシストセンチュウ対策について】

- ① シロシストセンチュウに対応した抵抗性品種の早期開発
- ② 対抗性作物等センチュウ根絶に向けた技術開発の推進
- ③ 発生圃場に対する支援策構築、近隣圃場への蔓延防止対策の徹底
- ④ シストセンチュウが発生した種芋圃場で種芋を植えるためのルール確立

(理由)

道内のジャガイモシストセンチュウ発生面積は年々拡大し、平成27年には、シロシストセンチュウも発生しており、馬鈴しよの作付けに対し徹底した防除対策、並びに財政的支援が必要。



要望書に反映しない。

令和3年度農業関係試験研究課題として要望されている状況。

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部が実施すべき試験研究課題として令和3年度農業関係試験研究課題調査が実施されております。

本調査において、ジャガイモシストセンチュウ対策に関する試験研究の要望が既に上がっている状況です。

## 【オホーツク農業委員会連合会からの意見⑤】

### 【外国人実習生の国民年金加入義務の緩和について】

外国人実習生は3～5年で帰国するので、日本で国民年金保険料を支払っても帰国後、脱退一時金がありますが少額で、また、帰国後継続加入をして老後の生活資金にする人は少ないと思います。

よって、外国人実習生の国民年金は任意加入、もしくはそれらに特化した年金制度の改革を要望します。

(理由)

雇用者ではなく、実習生の意見であります。  
最低賃金レベルで働くものにとって、4千円～16千円の負担は大きい。

帰国時 脱退一時金の例

4千円×24ヶ月＝96千円 支払った場合の一時金は0

8千円×24ヶ月＝192千円 支払った場合の一時金は49千円

※一時金支払いには36ヶ月の限度があります。

社会保障協定という制度があります。  
具体的な内容としては、

- 日本の在留期間が5年未満の場合は、母国の年金加入  
※ 5年以上の場合は、日本の国民年金に加入
- 母国での年金支払期間を日本の支払期間と合算  
または、日本での支払い期間を母国での支払期間と合算

とされています。

日本と協定を締結している国は、インド・ブラジル・フィリピン・中国・欧米諸国などとなっていることから、日本に来る外国人実習生の全てが対象となるわけではありませんが、対象となる者がいる場合、任意加入とすることに問題が生じます。

なお、社会保障協定を行っていない国からの実習生に限定した対応ということで改正要望を行うことは検討の余地があると思われませんが、国民年金制度では、何故国籍に関係なく加入義務が課せられているか、背景が分かりません。

要望としては、理解できますが、要望項目とするには、制度の成り立ち等について検証することが必要となります。

## 【オホーツク農業委員会連合会からの意見⑤】

### 【外国人実習生の国民年金加入義務の緩和について】

外国人実習生は3～5年で帰国するので、日本で国民年金保険料を支払っても帰国後、脱退一時金はありませんが少額で、また、帰国後継続加入をして老後の生活資金にする人は少ないと思います。

よって、外国人実習生の国民年金は任意加入、もしくはそれらに特化した年金制度の改革を要望します。

(理由)

雇用者ではなく、実習生の意見であります。  
最低賃金レベルで働くものにとって、4千円～16千円の負担は大きい。

帰国時 脱退一時金の例

4千円×24ヶ月＝96千円 支払った場合の一時金は0

8千円×24ヶ月＝192千円 支払った場合の一時金は49千円

※一時金支払いには36ヶ月の限度があります。

国民年金制度においては、国籍に関係なく、加入義務が課せられています。

外国人実習生に対する国民年金の加入について、加入義務を免除するなどとした場合、日本国内に在住する全ての外国人に影響を及ぼします。

そのため、外国人を対象に国民年金を任意加入にすることは困難であると考えます。

国民年金制度においては、国籍に関係なく、加入義務が課せられています。

外国人実習生に対する国民年金の加入について、加入義務を免除するなどとした場合、日本国内に在住する全ての外国人に影響を及ぼします。

そのため、外国人を対象に国民年金を任意加入にすることは困難であると考えます。

外国人実習生に特化した年金制度の改革となると、理由にあるように、帰国時の脱退一時金を現在よりも手厚くということになるかと思われませんが、現在の厚生労働省の試算では、2042年に労働人口のピークを迎え、その後は、労働人口が減少していくとされています。

現在の脱退一時金の算定は、こうした状況を踏まえた上で、年金財政の悪化を防止することも含まれていると考えられます。

そのため、脱退一時金を現在よりも手厚くした場合、想定よりも早く年金財政が悪化することになります。

そうした場合、労働人口のピークから想定すると現在40代中の農業の担い手層に対する年金財政がもっとも悪化する可能性があります。

外国人材の国民年金について対応することにより、今後の担い手の中心となる農業の担い手層の年金に影響を及ぼすことは、避けるべきと考えます。

そのため、問題意識はもっておりますが、現時点において要望項目とすることは難しいと考えます。

## 【オホーツク農業委員会連合会からの意見⑥】

### 【農地の権利移動に対する支援制度の創出について】

- ① 農地法3条による売買の際の譲渡所得にも、あっせんによる売買の場合の特別控除（800万円）並みの控除制度を設けること。
- ② 農地を相続する際の名義変更登記（所有権移転登記）にかかる登録免許税の無料化と、これらの手続きを司法書士に依頼した場合の経費の補助（実質無料化）をすること。  
また、農地の登記簿に所有者のマイナンバーを紐付けること。

#### （理由）

- ① 農地の権利移動（所有権）は、当然の事ながら農地であっても売主買主双方の自由決定意思を原則とする。しかしながら所有権移動の多い北海道農業の場合は、一取引あたりの売買面積金額も共に大きく、農地法3条による権利移動では譲渡人にかかる譲渡所得税も高くなるために特別控除が受けられるあっせん事業を申出る者が多い。また、これらの理由によりあっせんが形骸化している場合も多々ある。  
農地法3条による売買であっても、買主を担い手に限定するなどすれば農地移動適正化の目的に資するので、3条による売買にも特別控除制度を設けるべきであると思います。
- ② 農地は国民の財産として公益性を有する。そのためにその農地が誰の所有であり、どのように活用されているか常に明らかにされていなければならないと思いますが、非農業者が農地の相続人となった場合など、多額の費用を払って名義変更をしてもらうことに期待をしているだけでは相続未登記問題は解決しないと思います。  
また、所有者不明等の解消のためにも所有者のマイナンバーを登録する制度を設けるべきだと思います。

農用地利用集積計画に基づく農地の権利の設定・移転については、あっせん・利用調整が前提の制度とはなっておりません。

市町村基本構想に適合するか否かで判断するものです。

なお、市町村基本構想に適合している案件であったとしても、市町村で担い手の育成に寄与しない、適当ではないと判断した場合、農用地利用集積計画の作成をしないことも認められています。

従って、農用地利用集積計画の作成・公告については、各市町村の判断に委ねられています。

税の特例については、「主権の侵害」が必要であるとされています。

例えば、あっせんの場合、農地の処分先を自分で決めることができない、農用地利用集積計画の場合、農地の売買、貸借の最終決定権を市町村に委ねることになるなど、何らかの主権の侵害が存在します。

農地法第3条における相対の案件について、無条件に800万円控除とした場合、一切の主権の侵害が存在しないこととなります。

そのため、農地法第3条許可案件全てについて、800万円控除の制度を設けるための要望は、税の特例の原則に反することになりますので、農業会議の要望項目とすることは難しいと考えます。

相続による登記の義務化について、現在、各省庁を跨いで協議が行われおり、法務局による職権登記（強制登記）について検討されている状況にあります。

検討の状況等を見極める必要があります。



要望書に反映しない。

## 【十勝農業委員会連合会からの意見①】

### 【担い手の育成確保】

- ① 「家族経営の継承対策について」の一層の強化について
- ② 「新規就農対策について」の一層の強化について
- ③ 「外国人実習生の受入体制の支援について」

① 後継者へ農業経営を移譲した場合、農業用施設や農地等の農業用の資産の名義を後継者名義とする場合、譲渡することが必要となる。

こうした状況を回避するために、令和元年度に個人版事業承継税制が創設されました。

この制度では、農業用施設や農業用機械等の減価償却資産を生前に贈与し、最終的には、納税が免除される仕組みとなっております。

また、負債の引き継ぎも認められております。

個人版事業承継税制、農地の生前一括贈与の納税猶予制度、相続時精算課税制度、相続など一定程度対策が講じられている状況にあります。

こうした制度において問題点が発覚した場合は、親子間売買の特例等の要望を検討します。

② 新規就農対策については、【人と農地に関する課題の解消】3. 担い手の育成対策の強化において、要望項目としております。

③ 外国人実習生については、【新型コロナウイルス感染症の影響緩和について】2. 農業分野における労働力確保についてにおいて、要望項目としております。



### 【十勝農業委員会連合会からの意見②】

#### 【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う農業支援について】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農畜産物の価格下落など担い手の経営に及ぼした影響を緩和し、今後も農業者が持続可能な営農を行っていくために、必要な予算の確保と農畜産物の販売促進や需要喚起に向けた取組みに対する支援を求める。

【新型コロナウイルス感染症の影響緩和について】 1. 食料の安定供給において、要望項目としております。

### 【十勝農業委員会連合会からの意見③】

#### 【自然災害等による農業被害への支援対策について】

大規模自然災害に備えた防災・減災対策として、国営かんがい排水事業や治水・治山事業等の推進、また、老朽化した明渠など農業用インフラに伴う再整備の迅速化、さらに交通・物流・情報など重要インフラの強靱化を求める。

あわせて大規模停電など災害時の重要な電力供給源となるバイオガスプラントについては、送電網等に伴う空き容量の確保と新規接続の推進、施設整備に係る補助の拡充と要件緩和を要望する。

【その他】 4. 電源の確保において、要望項目としておりますが、いただいた要望内容に基づき、【その他】 4・5を以下のように修正します。

#### 【その他】

4. 自然災害等による農業被害への支援対策について

5. その他

- (1) 原子力発電と核廃棄物について
- (2) 被災地の復興対策について

#### 【十勝農業委員会連合会からの意見④】

##### 【農業農村整備予算の確保について】

農業農村整備事業は、わが国の食料自給率向上にとって、その事業推進は不可欠であることから、農業者の負託に応えるよう十分な予算確保と地元の負担軽減を求める。

また、地方においてもロボット、AI、IoTなど先端技術を活用するスマート農業が推進されるよう、最新のデジタル技術を農業生産現場に導入・普及する取組みについて手厚い政策支援を求める。

#### 【十勝農業委員会連合会からの意見⑤】

##### 【担い手・労働力の確保について】

国の「食料・農業・農村基本計画」においては、講ずべき施策の一つに「農業の持続的な発展」があり、担い手の育成・確保として、経営基盤の強化、第三者継承を含む経営継承のスムーズ化、新規就農と定着促進が掲げられていることを踏まえ、当該施策に係る地方への手厚い支援を要望する。

さらに地方でテレワーク勤務や副職（業）を行うものや二地域居住者など、関係人口・企業等の「新しい働き方」を活用した、農業の担い手・労働力の確保に繋がる政策支援を要望する。

#### 【十勝農業委員会連合会からの意見⑥】

##### 【有害鳥獣の駆除対策について】

駆除対策に伴う必要予算の確保、ハンターの育成・確保のための規制緩和など駆除に取り組める環境整備、また、ドローン等のIT技術・デジタル技術を活用した実証実験への支援と予算の確保を求める。

【人と農地に関する課題の解消】 2. 農業生産基盤の強化と  
【その他】 3. スマート農業のための環境整備において、要望項目としております。

【人と農地に関する課題の解消】 3. 担い手の育成対策の強化  
において、要望項目としてます。

【その他】 1. 鳥獣被害対策の拡充・強化において、要望項目としてます。

### 【十勝農業委員会連合会からの意見⑦】

#### 【住民と食・農とのつながり（食育）の推進について】

初等及び中等教育において、農作物の収穫体験を積極的に取り入れるなど、児童・生徒が基幹産業である農業に対して、深い関心をより抱く教育課程を推進すること、また、国内食料自給率アップと国内産農畜産物の消費拡大に鑑み、身近にあり安心安全な地元農畜産物を活用した「大人の食育」活動について、国の事業として推進することはもとより、積極的に取り組む自治体等への十分な予算措置を求める。

新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年だされた2021の骨太方針において、国産農産物の生産強化と併せて、食育等の強化も予算化されております。そのため要望項目にはしません。

### 【十勝農業委員会連合会からの意見⑧】

#### 【農業委員会関係予算の確保について】

農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金等の農業委員会関係予算を十分に確保すること、また、農業委員は知識習得や資質向上のために、特に女性農業委員については今後の活躍が大いに期待される中、必要となる知見を広げるために研修会等へ参加することが重要であることから、当該関係予算の十分な確保を要望する。

【農業委員会関係予算の確保】において、要望項目としております。

### 【十勝農業委員会連合会からの意見⑨】

#### 【農業者年金制度における受給者確認の簡略化】

独立行政法人農業者年金基金法施行規則第41条（旧規則第39条）の規定に基づく「農業者老齢年金に係る受給権者の現況届」については、原則自署により氏名、生年月日、住所及び当該年金証書の記号番号を記載する旨謳われているが、高齢者が市町村農業委員会窓口当該届書を提出する際には、様々な危険にさらされることに鑑み、これらリスクを回避すべく当該届書のあり方について、住民基本台帳ネットワークシステムの活用などを含め、簡略化に向けた法令改正を要望する。

DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について、予算化されております。

これにより、農林水産省では、農林水産省共有申請サービス（eMAFF）の構築により行政続きのオンライン化を令和4年度までに実施するとしております。

そのため、農業者年金制度においても、同様に、申請手続きのオンライン化があっても良いと考えますので、表現を検討しつつ、要望項目とします。

### 【十勝農業委員会連合会からの意見⑩】

#### 【市街化調整区域内の農業用施設の建設について】

市街化調整区域内の農振農用地における農業用施設の建設について、法規制を緩和していただきたい。

現在、令和元年6月21日に閣議決定された「市街地から離れて建設される畜産業の用に供する畜舎等の利用の実態に応じた、畜舎等の建築基準の見直し」について検討されている状況にあります。

「市街地から離れて」とは、何かあった場合におけるリスクも考慮した上での検討と考えられます。

令和3年の上期に法律案を整備するとされていますので、まずは、こちらの基準の状況を見た上で、段階的に要望することが必要と考えます。

継続的な検討が必要な項目とさせていただきます。

### 【十勝農業委員会連合会からの意見⑪】

#### 【農地の所有権移転による農地流動化制度の強化について】

##### ○所有権主体の農地流動化制度の強化

##### ①農地持ち非農家への対策

長期間、賃貸借収入を得た農地を売買する場合は、譲渡所得税特別控除（800万円）の適用ができない。逆に農地所有の非農家となって10年以内に所有農地を処分した場合には、現行特別控除額の増額（800万円の増額）。

##### ②農業者に対する支援

所有権移転に対しての支援は個人の資産形成の一助を担うという側面から支援制度は創設できないと農水省の見解があるように聞く。しかし農地は農業者が自ら所有・利用することにより、大切に、効率的に使うことを考え、土地改良などメンテナンスを持続的に行い、そのことが持続的な農地の有効利用につながるので、所有権移転の農地流動化にも「上限枠なしの無利子融資制度」

「一定の購入資金支援制度」などの創設をお願いしたい。

所有権移転の促進については、【人と農地に関する課題の解消】1. 優良農地の確保について、要望項目としております。

なお、譲渡所得税の控除の取扱いについては、検討が必要と考えます。

非農家の定義が課題と考えます。

① 離農して、第三者に貸している

② 離農して、親類に貸している

③ 離農して、後継者に貸している

恐らく、②③については容認できるものと考えますが、①と②の区別がつきません。いずれも第三者へ貸借している状況にあります。

また、③においても、親が遠方に住んでいて疎遠の場合において、息子以外に売りたいなどというケースもあります。

農業者に対する支援については、理解できませんが、購入資金の支援となると、現在のところ、国からは、資産の形成になる支援はしないと明言されていますので、要望する際の表現について、難航している状況です。検討は行っております。

また、上限枠なしの無利子融資制度とのことですが、借金ですので、上限枠なしというものについて疑問です。

### 【十勝農業委員会連合会からの意見⑫】

【非農地を農地に開発するための諸制度の創設について】

「離農跡の宅地の廃屋家屋、その付帯施設」「農地に隣接などしている山林や、原野など低利用・未利用地」を農業者が、農地や農業用施設用地に利用する目的の場合において、「家屋や付帯施設を解体処分し、農地に転用する場合」「山林や原野の農地造成する場合」の費用や手続きについて、容易に取り組めるよう、支援、援助する制度の創設をお願いしたい。

【人と農地に関する課題の解消】 2. 農業生産基盤の強化  
(2) において要望項目としております。

開墾（山林や原野の農地造成する場合の費用や手続き）については、十勝特有の課題であり、全道規模での課題ではありませんので、十勝農業委員会連合会での対応をお願いします。

### 【根室地方農業委員会連合会からの意見①】

国際交渉における基本的な姿勢について【一部文言修正】

農業・農産物の貿易を含む他国との協定等交渉内容において、政府は国民に対する十分な情報提供を行い、国会で審議する際にはその審議過程での真摯な対応を進め、国民が確実に納得できる結論を得ること。

また、去年は、「日英EPA」「RCEP」が批准され、食糧自給率の低下が懸念されることから、国内農業への影響を十分に検証・注視し、食の安全確保や食糧の安定供給・自給率の向上など、国民生活の食の安全や国内農業の振興を損なわないよう対応すること。

### 修正後

TPP11協定や日EU・EPA、日米貿易協定の発効による農業への影響を継続的に検証するとともに、今後とも農業者が希望と意欲を持って経営に取り組めるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定に向けた予算を確保するなど、万全な対策を講じること。

また、今後の国際貿易交渉において、食料等の安定供給を担う本道農業が再生産可能かつ、持続的に発展していくことができるよう、本道の重要品目に対する必要な国境措置を確保するとともに、農業者のみならず、地域の関係者等に交渉内容の丁寧な説明を行うこと。必要があることから、国会で審議する際には、その審議過程の透明性の確保を行うこと。

新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年、一部の国において、農産物の輸出規制が行われた結果、経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太の方針）では、国内の生産基盤を維持・強化について言及されております。

また、令和3年度予算においても、食料自給率の向上と国産農産物の振興対策について予算化がされている状況にあります。

日英EPAは批准されましたが、イギリスの食料自給率は、現在100%を切っている状況で、食料輸出国ではなく、輸入国であります。

RCEP関係国の大半は、TPP11と重複している状況にあり、協定内容もTPP11が基本となっています。

○ 国会で審議する際に、審議過程の透明性を確保することは必要であると考えます。

そのため、要望内容を右記のように修正します。

### 【根室地方農業委員会連合会からの意見②】

農業基盤整備事業予算の確保について【継続】  
離農者の廃屋の解体撤去、非農地の処分を含めた基盤整備への支援制度を創設すること。

### 空知①

空き家対策と区別するために、表現を修正しています。

### 【根室地方農業委員会連合会からの意見③】

担い手の育成と経営支援対策の強化について【継続】  
新規就農者に占める農業後継者の割合は高く、就農し地域に定着した後は親の農業経営を継承することとなるため、農業次世代人材投資事業とは別に、新規学卒就農・Uターン就農を増やすための仕組みを検討するとともに、これらの農業後継者の定着と経営継承を支援する事業を創設すること。

### 【人と農地に関する課題の解消】

3 担い手の育成対策の強化  
(4) 新規就農のための「レンタル農場制度（仮称）の創設」  
を追加しております。

### 【根室地方農業委員会連合会からの意見④】

後継者対策について【一部文言修正】  
経営の円滑な継承と新たな担い手の経営安定・育成を可能とすることを目的として、親子間売買によって経営資源を継承した場合において、譲渡所得税・不動産取得税・登録免許税・消費税等の減税措置を含む親子間売買制度の創設とスーパーL資金の無利子化の適用等について検討すること。

個人版事業承継税制を検証した結果、親の負債についても事業承継を行うことが判明しました。

親子間売買については、個人経営による事業承継の最終的な理想であるとは考えますが、個人版事業承継税制の実績等に基づき問題点を検証した上で、要望項目とすることが必要となると考えます。

### 【根室地方農業委員会連合会からの意見⑤】

北海道の実態に即した担い手への農地集積支援対策等の推進について【一部文言修正】

農業経営の安定化と耕作放棄の未然防止を図るため、賃貸借への支援が中心で全国一律の仕組みとなっている現行の農地集積対策を見直し、担い手への所有権移転による農地集積の促進が重要であることを政策上の課題と位置づけ、売買による農地集積への支援や非農家から担い手への所有権移転を促進する施策を導入し、相続未登記農地や遊休農地の発生を防ぐこと。

また、離農時にあっせん等により所有権を移転した場合は、譲渡所得特別控除について、大幅に引き上げること。

農地の所有権移転による農地流動化については、【人と農地に関する課題の解消】において要望項目としております。

非農家から担い手への誘導も必要であると考えます。

しかし、非農家から担い手への誘導と一律に表現した場合、経営移譲により後継者が農業経営を行っている場合と、離農した上で、第三者等へ農地を貸借している場合の区別が、書面上では困難となります。

また、財産権の問題も生じますので、直接的な表現で要望することは困難であると考えます。

譲渡所得税控除については、誘導策として有効と考えますが、2,000万円控除が創設されていますが、実績は全国で2件しかなく、現状として要望することは困難です。

### 【根室地方農業委員会連合会からの意見⑥】

新規就農対策について【継続】

新規就農に伴う農地・施設・機械等の取得について支援する施策を拡充強化すること。

【人と農地に関する課題の解消】

3 担い手の育成対策の強化

(4) 新規就農のための「レンタル農場制度（仮称）の創設」

を追加しております。

### 【根室地方農業委員会連合会からの意見⑦】

農地所有適格法人・コントラクターの設立・育成支援対策の創設【継続】

共同経営型の法人の設立に当たり、農業用施設・機械・農地等の農業用資材を法人に譲渡する際の譲渡所得税・消費税等の減免措置等を講じることに加えて、所有権移転により農地集積を図る農地所有適格法人に対する法人税・固定資産税減免等の新たな支援措置を検討すること。

コントラクターへの支援としては

【人と農地に関する課題の解消】

3 担い手の育成対策の強化

(3) 農作業受託組織等への支援を追加しております。

法人設立においては、農業用施設・機械等の譲渡所得税については、減価償却残をベースに売却をした場合、実質的にかかりません。

消費税については、検討する必要性はあると考えられますが、インボイスが導入されることにより、実質的に免税事業者を選択する可能性はなくなります。

この場合、消費税の還付を法人は受けることとなりますので、一定程度の課題は解消されます。

そのため、検討事項とします。



### 【根室地方農業委員会連合会からの意見⑧】

農地譲渡における譲渡所得控除額の引き上げについて【一部文言修正】

農地を地域の担い手へ集積（売買）した場合、譲渡所得税の特別控除額を無条件で3,000万円に引き上げること。

税の特例を創設するためには、「主権の侵害」が必要とされております。

そのため、無条件でという要望はできません。

また、2,000万円控除の活用件数が少ないことから、現段階で、要望項目とすることは困難です。

### 【根室地方農業委員会連合会からの意見⑨】

贈与税納税猶予の継続適用の特例の拡大について【一部文言修正】

全ての特例適用農地等を後継者へ使用貸借しても継続適用の特例となり、納税猶予が打ち切りとならないよう次の事項も追加し、特例の拡大を図ること。

1 農業者年金受給に関わらず、後継者へ経営継承に伴う特例適用農地等を農地法第3条第1項により貸付ける場合

特定貸付制度では、農業者年金の受給に関わらず、後継者へ経営継承を行うために農地を貸し付けることが可能な制度となっております。

### 【根室地方農業委員会連合会からの意見⑩】

農業者年金旧制度の経営移譲における第一種加算対象農地等及び第二種加算対象農地等の取扱いの緩和について【継続】

農業者年金制度の定着・安定をはかるため、平成14年1月1日以降に設定期間を迎えた第一種加算対象農地等及び第二種加算対象農地等について、使用収益権の再設定を行う相手方適格要件のうち、60歳未満の年齢要件を廃止すること。

農地中間管理事業を活用した場合、こうした事案にも対応が可能となっております。

現在、農業委員会組織も農地中間管理事業を推進することが求められています。

そのため、対応できる手法がある中において、別の手法を要望することは困難です。

### 【根室地方農業委員会連合会からの意見⑪】

農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について【継続】政策支援の対象となっていない直系卑属の配偶者が経営を主宰する事例がある。経営移譲後に経営主となる可能性が高いため、政策支援の対象とすること。

また、特に女性である場合は、農業の担い手としての位置づけ地位向上を図る観点からも必要である。

### 【根室地方農業委員会連合会からの意見⑫】

農業者年金制度における特例保険料の引き上げについて【新規】特例保険料及び国庫補助額の拡大として、現在、特例保険料・国庫補助額合わせて上限20,000円の保険料を引き上げること。

【農業経営に関する支援】 2. 農業者年金において、要望項目としております。

多額の保険料を納付できる経営の場合は、政策支援を受ける必要性が乏しくなります。  
通常加入での対応を検討してください。

令和4年度農業政策・予算に関する  
**要 望 書**  
**(原案)**

令和3年3月時点

一般社団法人 北海道農業会議  
代表理事会長 多 田 正 光

## 令和4年度 農業政策・予算に関する要望

北海道の農業は、これまで担い手への農地の集積を進め、大規模で専門的な経営が主体となって、生産性が高い農業生産を実現することにより、安全・安心な食料の安定供給を通じて、我が国の食料自給率の向上や本道の経済・社会を支える基幹産業として貢献してきた。

しかしながら、担い手の減少や高齢化の進行、地域における労働力不足に加え、国際化の進展、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による需要の減退など、難しい課題に直面している。

我が国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「食料・農業・農村基本計画」の目標を高いレベルで達成し、持続可能な力強い農業経営を実現するためには、地域の実態に即した担い手の育成、農地の確保と有効利用、さらに担い手の所得を十分に確保する具体的施策の展開が必要である。

国においては、持続可能な力強い農業を実現すべく、農地中間管理事業による農地の担い手への集積・集約化の促進や、農業者の所得向上を図るために、農林水産業・地域の活力創造プランに基づく施策を展開しているが、必ずしも本道農業にあった施策とはいいがたい面がある。

そのため、一般社団法人北海道農業会議は、本道市町村農業委員会とともに、農地・担い手に係る対策を中心とした政策提案を取りまとめたところである。

政府並びに国会において、今後の農業施策及び令和3年度農業予算の立案において、本道農業が持ち潜在力を最大限に発揮しながら、将来に渡ってその役割を果たすことができるよう、次の提案事項の実現について、強く要望する。

令和 3年 5月26日

一般社団法人 北海道農業会議  
代表理事会長 多田正光

## 【新型コロナウイルス感染症の影響緩和について】

### 1. 食料の安定供給

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、食料の安定供給への関心が高まり、国産農産物の重要性が高まっている一方で、我が国の食料自給率の食料自給率は低迷している状況にある。

そのため、「食料・農業・農村基本計画」の実現に向け、「食と農に対する理解の醸成のための国民運動の推進」や「コロナ渦でも揺るがない生産基盤・セーフティネットの構築」を更に強化することにより、持続可能な農業経営の構築を図ること。

また、国内外の観光客の減少や休業等による外食需要の大幅な減少・消費構造の変化に伴い、牛肉をはじめ、乳製品、コメに加え、高付加価値農産物等の嗜好品などの在庫の滞留や価格下落等の長期化が懸念されることから、農畜産物の消費回復・喚起やブランド力の維持・向上、経営の維持・発展等に向けた支援施策の充実・強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

### 2. 農業分野における労働力確保について

① 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、農業の生産現場では、労働力の不足が深刻になっている状況を踏まえ、地域が取り組む援農の枠組みづくりや人材のマッチング等への支援を充実・強化するとともに、本道の農業生産に大きな役割を果たしている外国人材の早期入国に配慮するとともに、必要な感染防止対策の実施等について支援を強化すること。

また、労働力の確保に苦しむ生産者が農業のスマート化により対応する場合における支援策を強化すること。

② 現在実施されている「農業労働力確保緊急支援事業」については、新型コロナウイルス感染症の影響により人材の切り替えを余儀なくされた農業経営体を支援する仕組みであり、本道における農業経営においては重要な施策の一つと考えられる。

その一方で新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、ワクチンの接種が開始されているが、当面の間は、不足する農業労働力を外国人材で賄うことが困難な状況が続くと思われる。

そのため、引き続き、本事業を継続するよう必要な予算の確保を行うこと。

### 3. 経営継続支援と生産資材等の安定確保について

農場や、農産物の集出荷施設等で新型コロナウイルス感染症が確認された場合、継続して農産物を生産・供給できるよう緊急的な資材の購入や作業の委託、他の集出荷施設への輸送などの掛かり増し経費への支援を国において講じること。

また、農産物を安定的に生産・供給できるよう、その基礎となる種苗について、海外からの安定供給や国内の生産体制を維持するとともに、生産に必要な資材や機械について、国内外から十分に確保できるよう、万全な対策を講じること。

#### 【国際貿易協定等における基本的な姿勢について】

TPP11協定や日EU・EPA、日米貿易協定の発効による農業への影響を継続的に検証するとともに、今後とも農業者が希望と意欲を持って経営に取り組めるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定に向けた予算を確保するなど、万全な対策を講じること。

また、今後の国際貿易交渉において、食料等の安定供給を担う本道農業が再生産可能かつ、持続的に発展していくことができるよう、本道の重要品目に対する必要な国境措置を確保するとともに、農業者のみならず、地域の関係者等に交渉内容の丁寧な説明を行うこと。必要があることから、国会で審議する際には、その審議過程の透明性の確保を行うこと。

#### 【基本農政の確立】

新型コロナウイルス感染症により、国産農産物の重要性が高まっている状況にあることを踏まえ、この機会を捉え、国産農産物の重要性に関する食育の促進を図ると共に、国産農産物の増産に関する支援・消費喚起を強化することにより食料自給率の向上を図ること。

また、持続可能な農業経営を構築するため、中長期を見通した農業政策の基本を確立すること。

## 【人と農地に関する課題の解消】

### 1. 優良農地の確保

#### (1) 農地の所有権移転の促進

貸借を中心とした現行の農地集積・集約化対策では、不在村地主・所有者不明農地等における耕作放棄の未然防止を図ることは可能であるが、基盤整備等の農地に資本を投下するような農地改良については、所有権を有していないことから利用者が躊躇するケースも見受けられる。

そのため、貸借により利用されている農地については、将来的に生産力の低下を招くことが危惧される。

農地利用の最適化と優良農地の保全の観点から、担い手への所有権移転による農地集積の促進についても、政策として明確に位置付けること。

#### (2) 農地中間管理事業と特例事業の推進

農地中間管理機構が行う農地中間管理事業、特例事業については、本道における担い手への農地の集積・集約化において重要な位置を占めると共に、優良農地の確保にも貢献している制度であることから、必要な予算を確保すること。

また、担い手が安定して優良農地を活用するためには、所有権移転を促進することが必要であるため、農地中間管理事業により担い手へ集約化された農地については、将来的に当該担い手が当該農地の所有権を取得することが望ましいことから、所有者が当該担い手への農地の所有権移転を望む場合において、農地中間管理事業から特例事業へ移行する仕組みを構築すること。

さらに、農地中間管理事業から農地中間管理事業の特例事業へ切り替えた場合であって、農地中間管理事業における残期間において、農地中間管理事業の特例事業の一時貸付けが継続される場合には、農地集積協力金の返還措置を免除すること。

#### (3) 相続未登記・所有者不明等の解消

所有者が不明な農地等の利用については、農地中間管理事業を活用することにより賃貸借は可能となっている状況にあるが、こうした農地については、所有権の移転等を行わない限り所有者不明等の解消にはならない。

そのため、相続未登記・所有者不明・相続放棄などの農地を解消するための制度を創設すること。

#### (4) 概算取得費

農地を売却した場合の概算取得費については、租税特別措置法第31条の4の規定により、5/100とされているが、農業経営を行うに当たり農業者は、所有している農地に対し、生産力の向上のため基盤整備等により、概算取得費以上の費用を費やしている状況にある。

また、青色申告が普及していなかった昭和末期から平成初期においては、現在の農地価格よりも高額な価格で取得していながらも、記録がないことにより概算取得費を用いた農地売買を行うこととなることから、所有権移転について躊躇するケースも見受けられる。

限られた資源である優良農地を次世代の担い手に適切に所有権移転を行うことは、次世代の担い手の経営の安定につながることから、所有権移転を促進するため、農地の売買について、租税特別措置法第30条に規定される山林と同等の50/100の概算取得費の対象とすること。

#### (5) 担い手への農地の集約化の促進について

担い手へ農地を集約化させることは、農地の利用の最適化、担い手の育成において効果的な手段である。

交換分合事業は、所有権に基づく担い手への農地集約化に最も有効な制度である。

交換分合事業については、農地耕作条件改善事業等により実施することが可能であるが、現行制度では、市町村農業委員会単独での活用が困難となっている。

担い手への農地の集約化を加速させるため、市町村農業委員会が単独で実施可能な仕組みとすること。

## 2. 農業生産基盤の強化

### (1) 農業農村整備事業等の拡充と予算の確保

「食料・農業・農村基本計画」の目標を高いレベルで達成し、持続可能な農業経営を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に進めることが不可欠である。

このため、ほ場の大区画化や排水対策をはじめとした農業農村整備事業等について、十分な予算を確保すること。

### (2) 担い手への農地の集約化の促進のための措置

~~担い手への農地の集約化を促進するためには、離農者の廃屋等の撤去が必要な場合があるため、それを含めた新たな事業を創設すること。~~



効率的な農地利用を促進するためには、担い手へ農地を集積するだけでなく、農地を集約することが必要である。

また、集約することにより、スマート農業の導入が可能になると考えられる。

担い手への農地の集約とスマート農業の推進のため、効率的なほ場の大区画化等を行う場合に、使われなくなった農業用施設等の撤去、農地への復元も含めた基盤整備事業を創設すること。

### (3) 農地中間管理機構関連農地整備事業の改善

本道においては、農地中間管理機構関連農地整備事業の採択要件に満たない地域が多いことから、採択要件を見直して地域の実態に即したものとすること。

## 3. 担い手の育成対策の強化

### (1) 農業者の世代交代に関する支援の充実

本道には、3,700を超える農地所有適格法人が存在し、今後、経営者が世代交代を迎える法人が大半を占めている状況にある。

法人版事業承継税制が措置されてはいるものの、制度活用できる社は、筆頭株主に限定されており、本道における複数戸法人では筆頭株主が存在しないケースが多いことから、本制度を活用した法人の事業承継は困難であると考えられる。

そのため、筆頭株主が存在しない複数戸による経営体でも活用できる法人の事業承継税制の構築を検討すること。

また、個人経営の第三者継承が円滑に行える支援施策の創設を検討すること。

### ~~(2) 新規就農対策について~~

~~—土地利用型農業を目指す新規就農では、就農時に係る初期投資が多額に上がることから、就農後における農業経営の安定に期間を要している状況にある。~~

~~—そのため、新規就農に伴う研修、農地・施設・機械等の取得について、総合的な支援施策を構築すること。~~

~~—また、過疎地域における新規就農の促進は特に重要であることから、過疎地域へ新規就農する者に対する助成金等の加算措置を設けること。~~

### (2) 農地所有適格法人の設立に関する支援

農地所有適格法人を設立した場合、法人化を期に効率的な農業経営の構築のため投資を行うケースが多く見受けられる。また、法人化後において経営が安定するまでに時間を要することが多いことから、多額の運転資金が必要となるケースも多い。

そのため、農業経営改善計画に基づき法人化した場合において、農業経営基盤強化準備金の用途を法人設立に伴う出資金の払い込みも可能となるよう拡充すること。

### (3) 農作業受託組織等への支援

基幹的農業従事者の減少と高齢化が進展する中において、農作業受託組織等においても人材確保を行うことは喫緊の課題である。

新型コロナウイルス感染症の影響で、リモートワーク等により地域へ移住する者も存在していることから、こうした人材を確保することも必要となると考えられる。

そのため、リモートワークにより地域へ移住した者等の副業の選択肢となるよう、農作業受託組織等が短期雇用など柔軟な雇用体制を整備し雇用した場合において、農作業受託組織等への運営を支援する仕組みを構築すること。

### (4) 新規就農のための「レンタル農場制度（仮称）」の創設

農業経営を行う者を確保するためには、従来の新規就農に加え、手軽に農業経営を開始できる仕組みを構築することが必要である。

また、新規就農者にとっては、農地や農機具等の多大な投資が必要となることが課題の一つである。

農地については、農地中間管理事業等を活用することによって、投資額を抑制することが可能となるが、所有者の意向によって安定的な農業経営を構築することが困難となるケースも想定される。

そのため、新規就農者が貸借による安定的な農業経営を構築するため、また、多様な人材を確保する観点から、リモートワーク等により地域へ移住した者の副業の推進するために、市町村等が農地及び施設・農機具等を所有して貸借する「レンタル農場制度（仮称）」を創設すること。

また、新規就農時点において、農地の取得の意向が確定していない場合は、農地中間管理事業の特例事業を活用し、当該農地の売渡時点において、レンタル農場として市町村等が取得する、又は新規就農者が取得することを選択できるようにすること。

## 【農業経営に関する支援】

### 1. 経営安定対策

#### (1) 経営所得安定対策

「総合的な TPP 等関連政策大綱に基づく農林水産分野の対策」により、TPP11、日 EU・EPA 等、国際貿易協定の影響を最小限に抑えられている状況にあることを踏まえ、引き続き、経営所得安定対策の拡充や、収入保険制度の浸透、6次産業化の取り組みに対する支援などの関連予算を確保するとともに、国内対策を一層強化すること。

~~—(2) 農業経営基盤強化準備金制度の継続（2年延長なら入れない）—~~

~~—農業経営基盤強化準備金制度は、経営改善計画に基づく計画的な経営改善を現実のものにするために効果的な制度であることから、本準備金制度を恒久的な制度とすること。—~~

~~—また、経営改善計画に基づかない農業用機械等の導入における準備金の取り崩し要件を撤廃すること。~~

### ~~-(3) (2) 農業経営基盤強化資金について~~

農業経営における投資額は年々増加する傾向にあることから、農業経営の投資負担を軽減するための支援として、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）及び農業近代化資金の金利負担軽減措置について、引き続き必要な予算十分な融資枠を確保すること。

また、農業近代化資金においては、都道府県の利子補給の状況によっては、スーパーL資金と同等の金利水準とならないことも想定されることから、国費による利子補給対応も検討すること。

## 2. 農業者年金

### (1) 農業後継者に対する政策支援加入の拡充について

農業者年金制度の政策支援加入については、現行制度においては、経営主の直系卑属の配偶者に対しては加入が認められていない状況にある。

農業経営においては、経営主・その配偶者・経営主の直系卑属に加え、経営主の直系卑属の配偶者も重要な担い手であることから、経営主の直系卑属の配偶者も政策支援の対象とすること。

### (2) 農業者年金業務のデジタル化の推進について

農林水産省が所管する全ての行政手続きの申請に係る書類や申請項目等の抜本的な見直しを進めながら、スマートフォン、タブレット、パソコンからの補助金等の申請が行えるよう「農林水産省共通申請サービス」（通称：eMAFF）の構築を行うこととしていることを踏まえ、農業者年金業務においてもDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を行うとともに、手続きのオンライン化を構築すること。

## ~~【農産物の首都圏への鉄道輸送力の確保】~~

### ~~【農産物の首都圏への輸送力の確保】~~

#### 1. 鉄道輸送力の確保

本道農産物の首都圏へ輸送する手段として鉄道輸送力は、コスト面・輸送量面から見て、最適な手段である。

しかしながら、経営悪化が一層深刻さを増しているJR北海道は、同社が単独では維持困難とする13区間のうち5区間を廃止する意向を示していることに加え、残る8区間についても公的支援がなければ存続できないとしている状況にある。

そのため、本道農産物の首都圏への輸送手段としての鉄道輸送力の維持・確保のため

め、必要な路線の維持に向けた強力な支援を行うこと。

## 2. 農産物の輸送費の抑制

トラックドライバー不足やそれに伴い輸送コストが増加していることから、輸送コスト低減や物流改善に向けた対策を強化すること。

### 【農業委員会関係予算の確保】

市町村農業委員会は、農地の権利移動、農地転用許可事務、遊休農地に関する措置、農地情報の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行するとともに、これら農地行政を通じて農村現場における担い手の育成・農業振興・地域経済の維持を図る重要な役割を担う行政委員会である。

そのため、市町村の財政状況に左右されずに農業委員会の使命を果たす必要があることから、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について必要額を確保すること。

また、農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金についても、農地利用の最適化、担い手への農地集積・集約化に関する業務を推進するため、必要な額を確保すること。

機構集積支援事業については、農地台帳の情報の正確性の確保、遊休農地の解消・発生の未然防止、農地法等に基づく業務、実質化された人・農地プランの実現を効率的に執行するため必要な事業であることから、十分な予算を確保すること。

### 【その他】

#### 1. 鳥獣被害対策の拡充・強化

深刻化する鳥獣被害については、被害額はもとより営農意欲の減退等、農業・農村への影響は甚大である。

本道においては、令和元年度において47億円の被害が生じており、特にエゾシカによる被害が大きく、次いでヒグマ、キタキツネなど在来種による被害が大きい状況にあるが、外来種であるアライグマによる被害も増加傾向にある。

そのため、農作物への食害を防止するため、電気牧柵等の設置によるほ場への侵入防止と個体駆除という両面の対策が今後も不可欠である。

こうした状況を改善するためには、侵入防止柵の設置や固定駆除を行うための「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、十分な予算を確保すること。

また、抜本的に改善するため鳥獣被害の具体的な削減目標を掲げる新たな対策を構築すること。

さらに、ヒグマによる人的被害があった場合などにおける自衛隊への災害派遣要

請が管理に行えるような支援施策の構築を検討すること。

## 2. 産業動物に従事する獣医師の確保対策

酪農・畜産経営が大規模化する中、産業動物に従事する獣医師の不足が深刻化している状況にあることから、産業動物に従事する獣医師の確保対策について強化すること。

## 3. スマート農業のための環境整備

スマート農業を推進するためには、農地への通信環境の整備を行うことが必要である。

しかしながら、人が居住しない農地においては、民間による通信環境の整備は、事業収益上、困難な状況にあると思われる。

そのため、農地における通信環境の整備に向けた支援をすすめること。

併せて、災害等に強い強靱なスマート農業の環境整備や、スマート農業のための栽培施設の設置に向けた支援をすすめること。

## 4. 電源の確保—自然災害等による農業被害への支援対策について

### ~~—(1) ブラックアウトの防止対策~~

~~—災害等による電力の喪失は、農業経営において甚大な被害をもたらすことから、農業経営と国民の生活を守る観点から、電源の再配置や多様化によりリスクマネジメントを図ること。~~

~~—また、自然災害の被害は、今後一層拡大すると予想されることから、被災の未然防止と被災後の復興対策を強化すること。~~

大規模自然災害に備えた防災・減災対策として、国営かんがい排水事業や治水・治山事業等の推進、また、老朽化した明渠など農業用インフラに伴う再整備の迅速化、さらに交通・物流・情報など重要インフラの強靱化を図ること。

あわせて大規模停電など災害時の重要な電力供給源となるバイオガスプラントについては、送電網等に伴う空き容量の確保と新規接続の推進、施設整備に係る補助の拡充と要件緩和をすすめる。

## 5. その他

### ~~5-~~(2)(1) 原子力発電と核廃棄物について

本道は、一次産業を基幹産業として観光業や食品加工業など幅広い関連産業と深く結びついて発展してきた。

原子力発電や核廃棄物等において、事故・災害が発生した場合、基幹産業である一次産業をはじめ、観光業等においても甚大な被害をもたらすことから、原子力発電の稼働・建設、核廃棄物の処理等の判断については、慎重に行うこと。

### ~~5-~~(2) 被災地の復興対策について

平成28年の台風被害、平成30年北海道胆振東部地震により被災した農地については、復旧工事後の生産力維持向上のため、継続的な支援を行うこと。